

## 第2章 日本標準職業分類の2009年改訂

### はじめに

日本標準職業分類は、各種の公的統計調査の結果を職業別に表示する際の基準となる分類として1960年に設定され、以後、今回を含めて5回改訂されている。ここでは、まず今回の改訂に至るまでの歴史を簡単に振り返ってみよう<sup>1</sup>。

#### (1)日本標準職業分類の前史

我が国の近代的な職業分類の原型は、1920年（大正9年）の第1回国勢調査用職業分類に遡る。この分類は、大分類（10項目）、中分類（41項目）、小分類（252項目）の3段階で構成され、大分類が産業単位になっている点でベルティオン分類にきわめて類似した体系であった。産業分類的色彩は大分類だけではなく、中・小分類にも及び、それぞれの項目名は「～業」になっていた。職業分類が産業分類と職業分類の混合形態になっていたのは、「職業」がほとんどそのまま特定の「産業」に属していたからであり、その意味で当時の社会経済の実体を反映していたとも言える。

1930年（昭和5年）の国勢調査用職業分類は、職業分類から産業分類的色彩を排除する初めての試みであった。この背景には1923年（大正12年）の第1回国際労働統計家会議（ICLS）における結論がある。この会議では、労働者の属する産業とその産業内で遂行される個人の職業は別々のものであり、一緒に取り扱うことはできないとする点で意見が一致した。1930年国勢調査用職業分類の大分類項目は第1回国勢調査用職業分類とほとんど同じであるが、中・小分類の項目名に職業を表す名称を使用している点で、第1回国勢調査用職業分類とは分類原理が根本的に異なっていた。

#### (2)日本標準職業分類の設定（1960年）

第二次大戦後、連合国軍総司令部は1947年の覚書の中で、1950年の世界センサスの一環として1950年国勢調査を実施すること、従来の我が国の公的統計の国際比較性や統一性の欠如を改善することなどを指摘した。これを受けて1948年に統計委員会に1950年センサス中央計画委員会が設置され、そのもとで統計に用いる各種の分類基準を作成する作業が進められた。その後、1949年に総司令部の経済科学局は職業分類及び産業分類体系に関する覚書の中で、職業分類は産業と明確に異なる概念である職業にもとづいて作成することを指摘した。

1950年国勢調査用職業分類は、1940年アメリカ人口調査用職業分類、1949年の第7回ICLSで採択された国際標準職業分類の大分類項目などにもとづいて作成された。その特徴は、次の3点にまとめることができる。第一に、大分類の項目設定については国際標準職業分類の考え方が採り入れられている。第二に、従来、国勢調査用職業分類の大分類に設定されてい

---

1 今回の改訂対象は1997年版の日本標準職業分類である。本章では、この分類を「現行分類」または「旧分類」と表記する。

た「無職業者」は、ICLSの採択した大分類に設定されていないことから、項目が設定されなかった。第三に、ICLSの考え方に沿って「仕事の種類」を分類の基準としながらも、分類の一部に産業別の区分が導入されている（大分類8の「特殊技能工、生産工程従事者及び単純労働者（他に分類されない）」の中分類には、金属及び金属製品関係職業、紡織関係職業、木材及び木製品関係職業のように産業別の項目が設定されていた。）。

この国勢調査用職業分類を基礎にして、日本標準職業分類の作成作業が進められ、1953年に草案がまとまった。その概要は以下の通りである。

#### 1. 分類体系

- ①職業分類の体系は、大分類（11項目）、中分類（61項目）、小分類（541項目）の3段階構成である。上位分類は1949年の第7回ICLSで採択された大分類、下位分類は1950年国勢調査用職業分類と労働省職業安定局の職業分類をそれぞれ参考にして項目が設定された。
- ②分類符号にはアルファベットと数字が用いられた。大分類は10項目を超えているため数字ではなく、アルファベット大文字で表されている。他方、中・小分類項目の分類符号には数字が用いられ、それぞれ2桁数字、3桁数字で表されている。
- ③十進分類が適用されていないため、大分類によっては10項目以上の中分類が設定されているものがある。中分類にも10項目以上の小分類が設定されているものがあり、その場合の中分類符号には連続した2桁数字が用いられた。

#### 2. 職業分類の対象

職業分類は、個人の従事する職業の種類を対象とし、その所属する事業所の経済活動の如何を問わない。この考え方は国際標準職業分類の職業定義の中心概念である「仕事の種類」type of work performed をそのまま導入したものである。

#### 3. 分類基準

仕事の種類を判断する基準として用いられたものは、使用する材料、作業の過程、使用する道具・機械、仕事の条件（屋内、屋外、地下、安全度、衛生状態、雇用条件等）、精神的条件（教育、専門的知識、創意、賦性、責任等）、身体的条件（体力、視力、敏捷性など）、経験・訓練・熟練等の仕事の各要素、その他の対個人また対社会的機能である。

#### 4. 分類項目

職業の特質や産業の発達に伴う職業分化の程度を考慮して、特有の分類項目を設定している。たとえば、同じ職業に従事している親方と見習は社会的地位の点では異なるが、職業分類上はおしなべて同じ項目に位置づけられている。製造・修理関係の職業は、材料別・工程別に項目が設定されている。

#### 5. 職業の決定方法

複数の分類項目に該当するものは、次の原則にもとづいて職業を決定する。

第一に、一定の期間において従事した時間のもっとも長い仕事を選ぶ。時間の長短を決定しがたい場合には収入のもっとも多い仕事を選ぶ。時間も収入も判定しがたい場合には調査時点の直近の職業を選ぶ。

第二に、上記の原則にかかわらず次の優先順を決め、優先度の高い仕事をもってその人の職業とする。

製造修理（運輸通信を含む）

販売（サービスを含む）

事務

日本標準職業分類草案の作成後、総理府統計局は1955年国勢調査用職業分類を作成している。この職業分類は、1954年の第8回ICLSで採択された大分類項目にもとづいて大分類項目が設定され、国際標準職業分類との整合性が一段と向上している。1958年には国際標準職業分類（ISCO-58）が正式に設定された。これらの職業分類を考慮して日本標準職業分類草案の改訂作業が進められ、1960年3月に日本標準職業分類が正式に設定された。草案との主な違いは以下の通りである。

### 1. 分類体系

職業分類は就業者を分類するものであるが、職業統計の目的によっては職業に就いていない者を分類する項目が設定されている体系が必要な場合もあることから、草案には設定されていなかった「無職」が大分類Nに設定された（大分類Mは分類不能の職業である。）。大分類MとNを除き、それ以外の大分類の項目とその配列はISCO-58に準拠して設定され、中・小分類は草案と同じく、国勢調査用職業分類と労働省職業安定局の職業分類を参考にして項目が設定された。項目数を見ると、大分類では単純労働者と保安職業従事者が新設された一方、技能・生産従事者が統合されたことによって、草案よりも1項目増えて12項目になったが、中分類（51項目）と小分類（375項目）はいずれも草案の項目数よりも減少した。

### 2. 分類基準

草案で採用された基準に代わって外形的な判断が可能な以下の5項目が分類基準に採用された。

- ①必要とされる知識や技能の程度（即ち、学歴、修得に要する訓練・経験の程度、資格、才能など）
- ②生産し又は提供される物又はサービスの種類
- ③従事する環境又は使用する原材料・道具・設備の種類
- ④事業所又はその他の組織の中で果たす機能
- ⑤個々の職業に従事する人数の大きさ

### 3. 職業の決定方法

考え方自体は草案と同じであるが、2つ以上の勤務先で複数の分類項目に該当する職業に従事している場合と、1つの勤務先で複数の分類項目に該当する仕事に従事している場合とに分けて、それぞれ職業の決定方法を明示している。

#### ①2つ以上の勤務先で複数の分類項目に該当する仕事に従事している場合

優先順位は、第一が就業時間の長い仕事、第二が収入の多い仕事、第三が調査時直近の仕事である。

#### ②1つの勤務先で複数の分類項目に該当する仕事に従事している場合

優先順位は、第一が就業時間の長い仕事、第二が優先度の高い大分類項目に該当する仕事、第三が主要工程又は最終工程の仕事である。

我が国の近代的な職業分類の発展史は、職業分類が産業分類、従業上の地位分類からはっきりと分離独立していく過程であるとともに、国際比較性の向上を図りつつも、我が国特有の職業分化を反映させる方向に進んでゆく過程であると言える。

### (3) 1970年の改訂

我が国の経済は1950年台半ばから高度成長期に入り、それに伴って職業にもかなりの変化が見られるようになってきたこと、国際標準職業分類が改訂されたこと（ISCO-68）などから、1970年に1回目の改訂が行われた。改訂の基本方針は以下の通りである。

1. 現行分類の一般原則、分類項目の説明、分類項目名、内容例示などのうち現状に適合しない部分について改訂を行う。
2. 改訂作業にあたっては、できるだけ分類適用の容易性、時系列比較、国際比較(ISCOとの対応)などについても考慮する。

この改訂では、旧分類の体系を維持したままで、小分類の項目の新設・廃止・統合・分割・移動が中心になった。また、大分類J「単純労働者」、大分類N「無職」はISCO-68に設定されていないため廃止された。項目数を見ると、大分類（11項目）は1項目減少、中分類（52項目）は同数、小分類（392項目）は16項目増加した。

### (4) 1979年の改訂

第1回改訂以降の我が国の社会経済情勢の変化に伴う職業の変化に適合させるため、1979年に当面の問題を中心にして2回目の改訂が行われた。職業分類の全般に関する見直しは行われなかった。改訂の基本方針は以下の通りである。

1. 基本的にはできるだけ現行分類体系を尊重しながら、分類体系、分類項目名等を、我が国の社会・経済の実情に適合させる。
2. 職業に関する各種統計の作成及び利用に際して、従来より一層標準的なものとして利・活用されることを目的に、分類項目の新設・廃止・統合・分割・分類替え・改称などのほか、分類項目の説明及び内容例示の変更を行う。

改訂後の項目数は、大分類が10、中分類が56、小分類が370である。大分類では、就業者の減少している農林業作業者と漁業作業を統合して農林漁業作業者を設定している。また、旧・大分類Hの運輸・通信従事者の中から運搬労務関係の職業を新・大分類Hに移動した関係で、新・大分類Hの項目名は「技能工、生産工程作業員及び労務作業員」に修正された。中分類は、新設項目が廃止・統合項目を上回り、全体では4項目増加した。小分類では新設が7項目にとどまり、他方、多くの項目が廃止・統合の対象になったため全体では22項目減少した。

この改訂では、仕事の類似性を判断する基準に「個人が従事する仕事の形態」が追加された。これは仕事の特徴を3つの面（主として知的能力を必要とする仕事、主としてサービスを提供する仕事、主として身体的能力を必要とする仕事）からとらえたものである。従来、分類基準は小分類項目を設定し、それを集約して中分類、大分類にするための判断基準として用いられてきた。しかし、いずれの分類基準も大分類項目の配列順を説明するものではな

かった。この改訂で新たに導入された分類基準は、これまで説明なされてこなかった大分類項目の配列順を説明するものである。

### (5) 1986年の改訂

1979年の第2回改訂以降の社会経済情勢の変化に伴う職業の変化に適合させるために、1986年に当面の問題を中心にして分類の一部改訂が行われた。改訂にあたっては、従来の分類体系を尊重しながら、社会・経済の実情に適合させるように分類項目の新設・廃止・統合・分割・分類替え・改称などが行われた。

改訂後の項目数は、大分類が9、中分類が76、小分類が375である。大分類では、就業者の減少している旧・大分類F採掘作業者が廃止された。旧・大分類I（保安職業従事者）とJ（サービス職業従事者）の2項目は、国際標準職業分類との比較性を考慮して配列が変更になり、新・大分類D販売従事者の次に位置づけられた（新・大分類Eサービス職業従事者、F保安職業従事者）。中分類は廃止項目と新設項目を相殺すると、20項目の純増になった。

この改訂の特徴は次の2点である。

第一は新たな分類レベルの導入である。大分類と中分類との中間の区分である亜大分類が新・大分類Iに導入された。新・大分類Iには広範な分野の職業が含まれ、設定されている分類項目の数が多いため、統計結果を表示する際の利便性を考慮する必要があった。大分類Iには、技能工、生産工程作業員、建設作業員、定置機関・建設機械運転作業員、電気作業員、労務作業員などの項目が従来から設定されていたが、今回の改訂では、大分類から中分類に格下げになった採掘作業員が追加されたことによって、大分類としての統一性がやや不明確になっていた。

第二は十進分類の導入に伴う中分類項目の大幅な増加である。日本標準職業分類には、設定当初から10項目以上の小分類が設定されている中分類があり、それらは2つ以上の連続する2桁番号を使って1個の中分類として扱われてきた。十進分類を導入した結果、各中分類項目に設定できる小分類の数は9個以下に抑えられ、10項目以上の小分類が設定されている中分類は分割されることになった。そのため中分類項目が増えたものである。

### (6) 1997年の改訂

1997年に行われた第4回改訂の基本方針は以下の通りである。

1. 1986年の第3回改訂以降の社会経済情勢の変化に伴う職業構造の変化を的確に把握する観点から分類の一部改訂を行う。改訂にあたっては、できる限り現行分類体系を尊重しながら、就業者の増減、国際比較性の向上等を考慮して分類項目の新設・廃止等を行う。
2. 男女共同参画社会の実現を推進する観点から、原則として性別を表す語の使用を避けること、性別を表す語を使用せずに表示することが困難で、当該職業名が一般的な呼称として社会的に認知されている場合に限り両性の呼称を並記することとして、分類項目名や例示職業名の改称等を行う。

改訂後の項目数は、大分類が9、中分類が80、小分類が363である。大分類の項目数に変更はないが、大分類Iに7項目あった亜大分類は3項目に集約され、それを受けて大分類項目名は「生産工程・労務作業」に修正された。中分類は、情報処理技術者の新設、鉱工業技術者、保健医療従事者、建設作業者の分割によって4項目増加した。小分類は、大分類I（生産工程・労務作業）を中心にして就業者の少ない項目の廃止や統合によって1986年改訂版よりも12項目減少した。

## 1. 日本標準職業分類の位置づけ

### (1) 行政と職業分類

日本標準職業分類は、統計調査の結果を職業別に表示するための標準的な基準として設定されているが、法律にもとづいて作成されているわけではなく、また、その使用を法律で規定しているわけでもない。このため国の機関の実施する統計調査や業務等では、日本標準職業分類とともに各府省の独自の職業分類も使われている。

#### ア. 統計業務における職業分類の使用

2008年2月現在、国の機関の実施する統計調査のうち10府省等の42件の統計調査では、調査結果を職業別に集計している（図表5）。そのうち職業の区分に日本標準職業分類の分類項目をそのまま使用している調査は21件である。それ以外の21件では独自の職業区分を用いている。

図表5 公的統計調査等における日本標準職業分類の使用件数

	日本標準職業分類の使用	それ以外の職業分類の使用
指定統計調査	3	11 (5)
承認統計調査	16	5
届出統計調査	1	2
業務統計	1	3
計	21	21

(注) 括弧内の数値は国勢調査用職業分類（又はそれに準拠した職業分類）を使用している調査件数の内数である。

総務省は国勢調査結果の職業別集計にあたって国勢調査用職業分類を使用しているが、この分類は日本標準職業分類の一部の分類項目を統合したものであり、基本的に日本標準職業分類に準拠した分類である。この国勢調査用職業分類（及びそれに準拠した分類）を使用している統計調査が5件ある。したがって国の機関の実施している42統計調査のうち26件は日本標準職業分類に準拠した分類項目を使用している。

他の16件では、その目的に応じて職業の区分を行っている。たとえば、人事院の職種別民間給与実態調査では、初任給関係職種、事務関係職種、技術関係職種、技能・労務関係職種などの8つの職種区分のもとに合計78職種が設定された職業分類を用いている。国土交通省

の建設労働需給調査では、建設業法上の8業種（土木工事業、建築工事業、大工工事業など）を調査対象職種としている。

#### イ. 統計以外の業務における職業分類の使用

2008年2月現在、5府省の14業務等（施策の企画・立案が4件、業務等の実施が10件）で職業分類が使われている。そのうち次の7件は厚生労働省の業務等である。

- ①雇用対策法施行規則第1条の3第1項第3号のロに掲げられている要件への当てはめに係る業務
- ②民間職業紹介事業報告（労働省編職業分類の大・中分類別の求職申込件数・求人数・手数料収入）
- ③労働者派遣事業報告（政令26業務別の派遣労働者数・派遣労働者賃金・派遣料金）
- ④しごと情報ネットの運営（一般求人との区分は13職種、派遣求人の区分は6職種、労働者供給の区分は5職種）
- ⑤外国人雇用状況届出制度（職種区分は労働省編職業分類による）
- ⑥公共職業安定所における職業紹介業務（職種区分は労働省編職業分類による）
- ⑦ハローワークインターネットサービスの運営（職種区分は労働省編職業分類による）

これ以外の業務で職業分類が使用されているのは、内閣府の世論調査、国政モニター、外務省の領事業務などである。いずれの業務においても独自の職業分類が使われている。

#### (2) 統計基準としての設定

日本標準職業分類は、統計調査結果の職業別表示にあたり統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性を向上させるための標準的な基準として1960年に設定され、その後4回にわたり、社会経済情勢の変化に伴う職業構造の変化に対応し、国際標準職業分類との対応を向上させるための改訂が行われてきた。この間、日本標準職業分類は国の機関の実施する各種統計調査の職業別表示に広く使われるようになってきただけでなく、職業紹介業務に用いる職業分類の枠組みとしても用いられている。

2009年3月13日には、職業別表示を行う統計の比較可能性を更に向上させることが必要であるとの観点から、「公的統計の整備に関する基本的な計画」が閣議決定された。この計画では、日本標準職業分類を2009年度前半までに新たな統計基準として設定し、公示するとされている。

統計基準とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準を指している（統計法第2条第9項）。日本標準職業分類が統計基準に設定されると、国の機関の実施する統計調査はその結果の職業別表示にあたって日本標準職業分類を使用することが求められる<sup>1</sup>。これまでに統計基準として設定されている分類は、日本標準産業分類（1948年に統計基準の設定）と疾病、傷害及び死因の統計分類（1951年に統計基準の設定）である。

---

1 統計調査にもとづいて統計を作成する場合には統計基準の分類を使用しなければならないが、業務統計や行政上の実務などに職業分類を使用する場合には統計基準と異なる分類を用いることができる。前者の場合であっても、公示分類表の分類項目をそのまますべて使用しなければならないわけではなく、一定の範囲で項目の集約や細分化が認められている。

今回の日本標準職業分類の改訂では、統計委員会に対して日本標準職業分類を統計基準として設定することが適切かどうかを合わせて諮問された。

## 2. 改訂の基本方針

### (1)改訂の体制

改訂作業の流れは次の通り二段階になっている。まず、総務省に設置された職業分類検討委員会が旧分類の見直し作業を行い、改訂諮問案を作成する。次に、改訂諮問案は統計委員会に諮問され、その統計基準部会が改訂諮問案を検討して、必要な修正を行い最終的な改訂案を作成する。改訂案は答申の形で総務省に報告され、公示される。

職業分類検討委員会は、改訂の基本方針を確定し、改訂諮問案を作成するために設置された組織である。委員は、関係各省（総務省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省）の担当者と学識経験者等で構成されている。後者の中には求人広告事業関係者なども含まれ、民間の視点を踏まえた職業分類の作成を当初から構想していたことをうかがわせる。同委員会は2007年12月から2009年3月までに24回開かれた。このうち2008年3月までは、改訂方向の検討、改訂課題の整理、基本方針の作成などに充てられ、分類項目・一般原則の見直し作業は同年4月から2009年3月までの1年をかけて行われた。

職業分類検討委員会の作成した改訂諮問案は、統計委員会に諮問され、統計委員会ではこれを統計基準部会において検討した。統計委員会委員と、学識経験者の専門委員によって構成される同部会では、2009年4月から同年8月までに8回の会合を開いて改訂諮問案を検討し、最終的な改訂案を作成した。

改訂案は2009年8月に統計委員会から総務大臣に対する答申の形で報告され、同年12月に統計基準として日本標準職業分類が公示された。

### (2)改訂の課題

改訂で取り組むべき課題を整理するため、総務省は有識者と日本標準職業分類の利用者にそれぞれ意見を求めている。有識者の意見は日本標準職業分類に関する調査研究で表明され、分類の利用者に対しては改訂意見・要望に関する調査が行われた。

#### ア. 調査研究報告における意見

総務省は、2004年度と2005年度の2年にわたって日本標準職業分類の改訂にあたって必要な基礎情報を収集するための調査研究を実施し、その報告書の中で改訂課題を次の通り整理している。

#### 1. 分類基準・分類体系・概念定義の見直し

- ①一般原則は1960年の設定以来見直しが行われていない。職業、職種、作業、地位等の基本的概念を見直す必要がある。
- ②日本標準職業分類は「仕事の種類」に純化する方向で改訂が行われてきた結果、階層的な色彩が排除されているが、職業分類の有用性を増すためにも、改めてこの点について検討する必要



がある。職業の区分に際しては、報酬で評価される技能（スキル）のレベルも考慮すべきである。

- ③職業分類の利用方法は多様である。このため利用目的に応じて大分類の組み替えが可能な分類にし、利用者の利便性を向上させることが重要である。
- ④生産工程作業者の職業は製造品目によって細分化されているが、事務等のホワイトカラーの職種は生産工程作業者ほどには細分化されていない。
- ⑤分類符号の見直し(分類段階によって異なる分類符号の統一、十進法による符号付けの見直し)
- ⑥複数の分類項目に該当する仕事に従事している場合の職業の決定方法のあり方を見直す必要がある。

## 2. 社会経済情勢の変化に対応した職業分類の見直し

- ①現行の職業分類は、産業構造、就業構造、社会環境の変化に十分対応していない。就業者の減少している分野（生産工程作業者）では集約化・簡素化が、逆に増大している分野（専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者）では職業の細分化が必要である。
- ②ホワイトカラー職業はその仕事内容に応じて、専門職・準専門職・一般・補助のような粗い区分にすることが望ましい。
- ③補助者、助手の分類上の位置づけを明確にする。

## 3. 個別分類項目の見直し

- ①IT化に対応して職種を充実させる必要がある。
- ②技術者/研究開発職の分類は粗すぎるため、技術分野に対応した職種を設定すべきである。
- ③金融系の専門職を設定する必要がある。
- ④事務系職種のうち、法務等の位置づけを検討する
- ⑤サービス経済化に対応するため、営業職を独立した分類項目として設定するなど、適切な対応が必要である。
- ⑥ファッション関係、ゲーム関係の専門職を充実させる必要がある。
- ⑦介護の専門職を体系化する必要がある。
- ⑧デザイナー、一般事務員、調理人については、実態に即した細分化が必要である。

## 4. 職業分類の雇用政策・労働政策への活用

- ①地方の雇用・職業を考えるうえで職業分類にもとづく統計は重要な指標となる。職業構造の分析や職業ごとの特化係数等は地域振興や雇用対策を考える上で不可欠のデータである。
- ②労働政策に関して、今後、職業別のデータを充実させる必要があり、その要請に応えられる職業分類にすることが重要である。
- ③非雇用の請負、委任（準委任）等の形で働く自営業やSOHOが増えている。このため職業の観点から改めて政策対象を把握し直す必要が生じている。
- ④職業分類は仕事の種類を中心にするのではなく、労働市場における評価に即した区分(社会的階層性が反映される区分)とすべきである。
- ⑤困難さを増している若年者の雇用問題との関連では、キャリアカウンセラー、キャリアコンサルタント、進路就職担当者、人材ビジネス関係者の視点・要望に応えられる職業分類にすることが重要である。

## 5. 国際標準職業分類との比較可能性の向上

- ①管理的職業は国際標準職業分類の管理職の概念と合っていない。見直しが必要である。
- ②専門職、準専門職、一般、補助等の階層性、スキルレベルの概念を導入しないと国際標準職業分類との比較性の確保は難しい。

(出所)『日本標準職業分類に関する調査研究報告書』 pp.30-41.

## イ. 日本標準職業分類の利用者の意見・要望

総務省では、各府省庁・地方自治体に対して、日本標準職業分類の一般原則・分類項目についての意見及び同分類を統計基準として位置づけることについての意見を求めている。改正すべき点や問題点などさまざまな指摘があったが、その主なものは以下の通りである。

### 1. 一般原則について

- ①一般原則の中の「継続的に行い」という表現は削除すべきである。日雇い派遣など日々仕事が変わる場合もあるので、雇用関係の実態に合わせる必要がある。
- ②職業の定義の中の「社会的に有用な」は、無用な仕事があるかのような印象を与えるので削除する。
- ③職業の定義の中の「現に従事している仕事を引き続きそのまま行う意志と可能性がある」は、個人の内面のことであり、分類基準としてはなじみがたいので削除する。
- ④一般原則に従業上の地位に関する項目を設けるべきである。各種統計調査において従業上の地位は定義なしに、あるいは調査ごとに異なる定義が用いられているため、共通の定義・区分を設ける必要がある。

### 2. 分類項目について

- ①職業紹介業務における求人・求職のマッチングに役立つ内容となるようにする。  
[専門的・技術的職業従事者]
- ②機械技術者の中から自動車技術者を分離して、小分類項目として新設する。
- ③電気技術者の項目名を電気・電子技術者に変更する。
- ④中分類「情報処理技術者」は実態に合った見直しを行う。
- ⑤福祉施設寮母・寮父を大分類E（サービス職業従事者）に移設する。  
[事務従事者]
- ⑥テレフォンオペレーター、テレフォンセールス員、コールセンターオペレーターなどの位置づけについて検討する。
- ⑦小分類「速記者、タイピスト、ワードプロセッサ操作員」を廃止する。  
[販売従事者]
- ⑧飲食店主を大分類E「サービス職業従事者」に移設する。  
[サービス職業従事者]
- ⑨「その他のサービス職業従事者」に小分類「介護職員（治療施設、福祉施設）」を新設する。  
[農林漁業作業員]
- ⑩農耕・養蚕作業員の項目名を農耕作業員に変更する。
- ⑪伐木・造材作業員と集材・運材作業員を統合し、伐木・造材・集材作業員とする。  
[運輸・通信従事者]
- ⑫大分類H（運輸・通信従事者）の見直しを行う。
- ⑬航空機関士を廃止する。
- ⑭「他に分類されない運輸従事者」の中から「フォークリフト運転者」を分離して、小分類項目として新設する。  
[生産工程・労務作業員]
- ⑮漂白・精練作業員と染色・仕上作業員を統合し、「精練・漂白・仕上作業員」とする。
- ⑯竹細工作業員と草・つる製品製造作業員を統合し、「竹・草・つる製品製造作業員」とする。
- ⑰ちょうちん・うちわ製造作業員、ほうき・ブラシ製造作業員を廃止する。

⑱採鉱員を廃止する。

⑲清掃員をビル・建物清掃員、廃棄物処理作業員、その他の清掃員に分割する。

3. 統計基準として位置づけることについて

①統計基準とする場合、一般原則については調査ごとの弾力的な運用を認めるべきである。

②統計基準として位置づける場合であっても、一定の例外を認めるべきである。

### (3)改訂の基本的方向

以上の課題を踏まえて、改訂作業は次の方向で進めることになった。

#### ア. 改訂の必要性

第一は社会経済情勢の変化である。前回の改訂（1997年）から10年あまりが経過し、経済のサービス化の進展や製造部門における作業工程の自動化によって仕事内容は大きく変化している。このため1997年版日本標準職業分類では社会経済情勢の変化に伴う職業構造の変化や就業実態を正確に把握することが困難なことも多く、また、日本標準職業分類が広く利用されているとは言い難い状況にある。一方、職業紹介事業者は現実に即応した職業分類を作成して、それを事業活動に使用している。こうした社会の実態に対応するため、国の統計業務だけではなく、それ以外の業務においても広範に利用される職業分類を作成する必要がある。

第二は国際標準職業分類との対応である。統計データはいずれの分野においても国際的な比較可能性を向上させることが求められている。職業については、ISCOが国際的な基準であり、そのISCOは2007年末を目標に改訂作業が進行している。このため国際比較可能性を向上させる観点から日本標準職業分類の改訂を行う必要がある。

#### イ. 改訂の基本的方向

改訂作業の全般的な方向は以下の通りとすることになった。

1. 統計の継続性に十分配慮しつつ、統計の利用可能性を高めるため、分類体系の抜本的な見直しを行う。また、これと合わせて一般原則の見直しを行う。
2. 急速な変貌を遂げている社会経済情勢に対応するため、分類項目を的確に設定し、その定義を明確にする。特に、技術進歩や産業構造の変化の影響が著しい、生産工程関連の職業、事務の職業、販売の職業、サービスの職業、情報関連の職業に重点を置いて、分類項目の統合、拡充などの見直しを図る。
3. さまざまな用途に使用できるように、分類項目の説明・内容例示を充実させるとともに、補助情報などを付加することも検討する。
4. 分類項目の新設・廃止のための量的基準は、前回の改訂時に用いた以下の基準を使用する。

〔分類項目の新設、廃止等に関する量的基準〕

具体的な新設、廃止等の決定は、量的基準とともに職業構造の変化、統計上の必要性、国際標準職業分類との比較性等を総合的に勘案して行う。

①中・小分類項目の新設

（中分類の新設）新設しようとする項目に分類される就業者が5万人以上、又はそ

の属する大分類項目の就業者の1%以上であること  
(小分類の新設) 新設しようとする項目に分類される就業者が2千人以上、又はその属する中分類項目の就業者の1%以上であること

②中・小分類の廃止

(中分類の廃止) 数業者が1万人を下回る中分類項目は廃止する。

(小分類の廃止) 就業者が1千人を下回る小分類は廃止する。

③小分類「その他」の分割

「その他」項目が、その属する中分類項目に占める構成比の50%を超える場合には分割する。

5. 国際標準職業分類との整合性を向上させ、国際比較の視点を強化する。

6. 日本標準職業分類を統計基準として位置づけることについて検討する。

### ウ. 大分類項目の改訂の方向

改訂作業の全般的な方向のもとで大分類の改訂については、以下の方向で進めることになった。

1. 我が国は教育と職業との間に明確な関連が認められる状況になく、また準専門職・テクニシャンの概念そのものが一般に浸透しているとは言い難い状況にある。そのため分類基準としてスキルレベルを採用し、準専門職・テクニシャンの項目を設定することは困難である。
2. 大分類G（農林漁業作業）は就業者構成比が5%程度で推移している。作業の遂行に必要な知識や技能が特殊であること、地域振興や農林水産政策において就業者を把握する必要があること、ISCOの大分類にも類似の項目が設定されていることなどから、大分類として残すことを検討する。
3. 大分類H（運輸・通信従事者）は事業活動の視点から設定されており、職業の視点から見ると異なる仕事が含まれている。就業者は全体の3.4%（2005年国勢調査）である。廃止した場合、大半の小分類は大分類Iに移設し、それ以外のは大分類BとCに移設することになる。
4. 大分類I（生産工程・労務作業）に該当する就業者は全体の27%（2005年国勢調査）を占め、項目数に至っては全体の47%を占めている。分割することが適当である。
5. ISCOの大分類9（単純作業従事者、elementary occupations）に対応した分類項目の設定を検討する。単純作業とは「道具や自分の身体を使って行う、単純定型的作業」を言う。ISCOでは、街頭での物品販売、清掃作業、荷物の配達、手荷物の運搬、自動販売機への商品補充、ごみ収集、農林漁業の単純作業、採掘・建設・製造・輸送における単純作業などの職業を含んでいる。この大分類に対応する分類項目を設定する場合、職業の機能、スキル、国際比較性、市場の構成を考慮する必要がある。

### 3. 検討の過程及び改訂の内容

改訂作業は、先に述べたように、まず職業分類検討委員会において改訂諮問案を作成するための作業が行われ、次に、作成された改訂諮問案を統計基準部会で検討して最終的に改訂案を作成するという過程をとっている。このため本節においても改訂作業の順序と同様に、まず職業分類検討委員会の議論、次に統計基準部会の議論を紹介する。

両方の会合では、分類項目、一般原則の順に検討を行っているが、一般原則は分類の枠組みと構造を決める考え方を記述したものであり、これに沿って分類項目が設定されていることから、以下では、その順序を逆にして、先に一般原則に関する議論を紹介する。

## (1)一般原則の見直し

### ア. 職業分類検討委員会における検討

#### (7)職業の定義

職業の定義（「職業とは、個人が継続的に行い、かつ、収入を伴う仕事をいう」）に対して以下の修正が行われた。

- ①日雇派遣労働者の増加など就業実態の変化に対応するため、「個人が継続的に行い」という文言は削除された。ISCOの職業の定義にも「継続的」という言葉は使われていない。
- ②仕事の対価としての収入の意味を強調するため、「収入を伴う仕事」は「報酬を伴う仕事」に修正された。これによってギャンブル収入や年金収入が除外される。
- ③「収入を伴う仕事とは・・・社会的に有用な仕事をいう」のうち「社会的に有用な」は社会的に無用な仕事があるような誤解を与える可能性があるため、削除された。また、第1項文末に「公序良俗に反する行為」が追加された。

#### (4)分類の適用単位と基準

分類基準のうち「必要とされる知識又は技能」はその対象が不明確なので、「仕事の遂行に必要とされる知識又は技能」に修正された。

#### (ウ)分類符号

小分類には十進分類が適用されているため、小分類符号のうち上から三桁目の数字は1から9までの数字による十進法に準じた表記である旨の文言が追加された。

#### (1)職業の決定方法

旧分類では、ひとつの勤務先で異なる分類項目に該当する仕事に従事している場合、就業時間を基準にして職業を決めることが難しいとき大分類項目の順位によるとしている。その順位は現場作業・技能的職業を優先している。この考え方の根底には、産業分類の場合と同様に、生産重視という考え方があると見られる。これまでは知識よりもモノを作り出す能力の方が社会に必要とされ、その能力があれば、同じ職業での勤め先の移動が比較的容易であったことなどから、この順序が決められたものと考えられる。

### イ. 統計基準部会における議論

#### (7)職業の概念

##### (a)職業の定義

仕事には「報酬を伴う仕事」と「報酬を目的とする仕事」があり、両者は同一ではないものの極めて近似しているとする意見と、前者は必要以上に限定的であり、ある一定期間をとると収入のない人もいることから、「報酬や利益を目的とした仕事」とすべきであるとの意

見があったが、最終的には「報酬を伴うか又は報酬を目的とする」ことで合意した。

### **(b)分類の基準**

- ①スキルレベルの概念は採用しないことになった。学歴などで測定される個人のスキルレベルと職業とが比較的对応しているヨーロッパ社会と比べて、我が国では学歴と職業の対応が希薄なこと、専門的技術的職業従事者と労務作業者の2つを除く中間領域のスキルは連続的に分布していることなど、個人が従事している仕事のスキルレベルを測定することは困難であるとの理由による。
- ②これまで分類基準として掲げられていた「個人が従事する仕事の形態」は削除された。分類基準としての「仕事の形態」とは、仕事のタイプ（「主として知的能力が求められる仕事」、「主としてサービスの仕事」、「主として身体を使って行う仕事」）を指している。この基準は大分類項目の配列順を説明するために1979年改訂で導入されたものであるが、これを削除したことによって大分類項目の配列順を説明するための拠り所が失われた。

### **(c)分類の対象、適用の対象**

- ①分類の適用単位に関する従来の記述「職業分類を適用する単位は個人である」は、職業を区分する単位は仕事であること、人に対して適用する場合にはその従事する仕事を通じて適用する旨に修正された。
- ②項目名のあり方については視点が分かれた。職業分類は仕事の分類であるが、人に適用することから人を表す表現を用いるべきであるとの意見と、仕事を分類することから職業を表す表現のほうが適切であるとの意見があった。改訂諮問案の大分類名称を見ると、大分類G、H、J、Kの4項目では「作業員」、それ以外の項目は「従事者」を使用している。名称は統一することが望ましいが、作業員に統一することはできないので、従事者を統一名称とすることになった。
- ③職業の定義において継続性の条件が削除されたが、登録型派遣労働者のように短期で勤め先や職種を変える雇用者が増加していることを考慮すると、実際の調査において仕事の具体的な期間、時点、継続性を指定する必要があるという注記を付けるべきであるとする意見と、継続性の文言が削除されたので、仕事の期間等は個々の統計調査の設計に委ねるべきであるとの意見があった。最終的には、後者の意見で一致した。

### **(1)職業の決定方法**

#### **(a)従事する仕事は2つ以上の分類項目に該当する場合**

##### **(i)複数の勤務先で、異なる分類項目に該当する2つ以上の仕事をしている場合**

職業を決定するための基準は調査目的によって異なる。生産を重視する調査であれば労働時間が、生活の主たるよりどこを尋ねる調査であれば所得が、人的資本量を把握する調査であればスキルレベルがそれぞれ適切な基準と言える。これらの中で、どのような仕事に従事してどの程度の報酬を得ているかという観点から考えると、報酬はスキルレベルの代替指

標となり、スキルの概念を導入しなくても、スキルを考慮したことになるので、職業の決定にあたって所得を基準にすることが最も適当であるとの点で合意した。

**(ii)ひとつの勤務先で、異なる分類項目に該当する2つ以上の仕事をしている場合**

就業時間の長さでは職業を決定できない場合の大分類の順序は、いくつかの基準が混在している。上位の農林漁業、生産工程・労務、運輸・通信、保安、サービスの仕事を行うものは、下位の専門的・技術的職業、販売、管理、事務の仕事を多少とも行うことが多い。このとき優先すべき仕事は「より一般的な」後者の仕事ではなく、対象者の特徴をよく示していて特殊性があると思われる前者の仕事である。したがって現行の大分類の優先順位の考え方は理にかなっているとの点で意見が一致した。

**(b)見習、補助者**

見習、補助者・助手は、本務者と同じ分類項目に位置づけるのか、あるいは本務者と異なる分類項目に分類するのかは、これまで明確にされてこなかった。見習はインターン等の制度的枠組みのあるところに存在する仕事の形態であり、訓練を受けている職業に就くための訓練過程にある人を指している。このため本務者と同一の項目に分類するのが基本である。一方、補助者・助手は本務者の仕事の一部に従事するものであり、その仕事内容によっては本務者と同一の項目に分類することが適切なこともあるが、従事する仕事にもとづいて本務者とは異なる項目に位置づけるのが基本である。

今回の改訂では、資格との関連で両者の位置づけが検討された。ここにいう資格とは、個人が保有する職業に関する資格・免許の意味ではなく、分類項目を構成する要件としての資格である。これには次の2種類の資格が該当する。第一に、法令にもとづいた業務独占資格（弁護士、医師など）又は名称独占資格（中小企業診断士、理学療法士など）、第二に、国務大臣や都道府県知事など公的機関の長の任命が必要な職業（医療監視員、薬事監視員など）である。これらの資格のみで構成される分類項目は、その職業定義に資格を要件とする旨が明示されている（「～の免許を有し、～」）。

見習、補助・助手の仕事は資格の有無によって次のように分類することになった。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 本務者を分類する項目が資格を要件とする場合<br/>本務者の見習、補助・助手は、有資格者であれば、本務者と同一の項目に分類するが、資格を有しないものは、実際に従事する仕事内容に即して、本務者とは別の分類項目に分類する。</li><li>2. 本務者を分類する項目が資格を要件としない場合<br/>見習は見習う職業の分類項目に分類し、補助・助手は実際に従事する仕事内容にもとづいて分類する。</li></ol> |
|---|

## (2)分類項目の見直し

### ア. 大分類項目別の検討<sup>1</sup>

#### (7)旧・大分類A 専門的・技術的職業従事者

旧・大分類Aは研究機関などにおいて研究に従事する研究者、製品製造・建築・情報処理などに従事する技術者、保健医療・法律・経営・教育・宗教などの専門職で構成されている。この大分類はISCO-08の大分類2（専門的職業従事者）と大分類3（テクニシャン、準専門的職業従事者）に対応する。

#### (a)職業分類検討委員会における検討

職業分類検討委員会における大分類Aの改訂作業では、まず問題意識を共有するため、改訂の方向に関する一般的な討議が行われ、次にそれを踏まえて作成された事務局改訂案について検討が行われた。

#### (i)改訂の方向

さまざまな問題点が指摘されたが、その主なものは以下の通りである。

- ①大分類Aは、研究者、技術者、資格の必要な専門職、その他の専門職の4分野に大別できる。このうち中分類01（研究者）はISCOに比べて項目の設定が粗いが、技術者の中分類である02～07はISCOに比べて項目が細かすぎる。ISCOとの比較可能性を向上させるという今回の改訂方向を考慮すると全体的な項目の見直しが必要である。
- ②ISCOは大分類で専門的職業とテクニシャン・準専門的職業に区分しているが、我が国では同一分野の職業をスキルにもとづいて区分しようとしても明確な指標がない。このため、ISCOにおいてテクニシャン・準専門的職業として設定されている職業は、我が国の場合、専門的・技術的職業に分類されるものもあるが、一般従事者と同じ大分類に分類されるものもある。パラメディカル（あるいはコメディカル）が準専門職に該当するのであれば、医療分野での準専門職の範囲は明確である。法務の分野では、今後広がる可能性があるパラリーガル（弁護士の監督の下にその補助業務（定型的、限定的な法律業務）を行うリーガルアシスタント）が準専門職に該当することになると思われる。ISCOとの対応を考えると、準専門職の大分類を設定すべきなのか、あるいはISCOの準専門職に対応する大分類を設定せず、対応する職業を小分類に設定すればいいのかなど、さまざまな選択肢とその適用について検討する必要がある。
- ③研究開発の仕事に従事するものは、研究者に分類するのか、あるいは技術者に分類するのか不明である。現実にはその仕事があり、人が従事していることを考えると、研究開発職業従事者を設定することの適否を検討するとともに、設定する場合には研究者、技術者、研究開発職を定義上どのように区分するのか検討する必要がある。

---

<sup>1</sup> 今回の改訂では大分類項目が大幅に変わったため、新旧どちらの分類項目を指しているのか紛れのない表現になるように、原則として、職業分類検討委員会の記述は旧・分類で、統計基準部会の記述は新・分類でそれぞれ表記する。



- ④金融の専門職など、新たに専門的・技術的職業に設定する職業については、事務や販売の職業と明確に区分できるように仕事の内容やその範囲、他の分類項目との関係などを整理する必要がある。

## (ii)分類項目別の検討

職業分類検討委員会において旧・大分類Aの見直し作業は4回にわたり行われた。その中で特に重点的に検討された項目は、機械・電気などの技術者、情報処理技術者である。大分類Aのうち改訂の対象になった中分類と改訂の理由は次の通りである。

### ①旧・中分類01 科学研究者

学際的な研究分野が増加し、理系/文系を区別する必要性は少なくなっていると考えられるため、旧・小分類011（自然科学系研究者）と012（人文・社会科学系研究者）を統合して、新小分類「研究者」が設定された。

### ②旧・中分類02 農林水産業・食品技術者

- ・中分類02の小分類は産業別に項目が設定されている。就業者を見ると、農業技術者の約3万人に対して、畜産・林業・水産の各技術者はそれぞれ5千人以下（2000年国勢調査）である。このためこれらの項目を統合して新小分類「農林水産技術者」が設定された。
- ・小分類025（食品技術者）の仕事は農林水産技術者よりも製造技術者の仕事との共通性が高いと考えられるので、新・中分類03と04に対応する仕事に分けてそれぞれの中分類に移設された。この取り扱いは、日本標準産業分類で食品製造が製造業に分類されていることと整合性をとるためでもあった。

### ③旧・中分類03 機械・電気技術者、旧・中分類04 鋳工業技術者（機械・電気技術者を除く）

- ・当初、小分類031（機械技術者）を機械技術者と自動車技術者に、小分類034（電気技術者）を電気技術者と電子技術者にそれぞれ分割することが提案されたが、その案では、技術分野別の項目設定に変わりがなく、仕事別に再編成された旧・大分類Iと平仄を合わせるためには技術者の項目も仕事別に設定することが求められた。その結果、中分類03には製品の製造に関する技術者のうち、研究者の行った研究の成果を応用して、設計等の具体的な製品の開発を行う「開発・設計技術者」を、中分類04には製品の製造に関する技術者のうち、製品を効率的に製造するため、工程設計・工程管理・品質管理などを行うほか、必要に応じて現場の指導を行う「生産工程技術者」をそれぞれ設定する案が示された。なお、ここにいう開発とは、実際に生産を開始する以前の段階におけるすべての仕事を指している。
- ・旧中分類03と04に設定されている各小分類は、新・中分類03と04に対応する仕事に2分割された。しかし、新・中分類03と04の項目名からこの点を読み取ることは難しいので、仕事別に項目を設定していることと、旧項目を仕事に応じて2分割していることが明確に分かるように、新・中分類03は「製造技術者（開発・設計）」に、新・中分類04は「製

造技術者（開発・設計を除く）」にそれぞれ改称された。更に、項目名のうち「設計」は「開発」に含まれることから、「(開発・設計)」は「(開発)」に再修正された。

- ・新小分類032（電気・電子、電気通信技術者（開発・設計））は、新・中分類06に電気通信の概念を含めることになったため、「電気・電子、電気通信技術者（ネットワーク技術者を除く）（開発）」に改称された。新小分類042（電気・電子、電気通信技術者（開発・設計を除く））も同様に、「電気・電子、電気通信技術者（ネットワーク技術者を除く）（開発を除く）」に改称された。

#### ④旧・中分類06 情報処理技術者

- ・この分野の職業は、ITスキル標準が整備され、検定試験による技術の認証が普及しているとは言え、仕事自体が発展途上にあるため、その範囲について必ずしも共通認識が形成されているわけではない。また仕事に対応する職業名についても一般的に流通する名称が必ずしも確立されているとは言い難い状況にある。このことが分類項目として設定する仕事の種類とその名称を決めることを難しくしていた。
- ・当初、設計・開発・運用に対応する職業を設定するという考え方にもとづいて、旧・小分類061（システムエンジニア）を、システムアナリスト、システム設計者、ウェブ設計者、システム管理者、ネットワーク技術者に分割する案が出された。その後、ITスキル標準やITキャリア・スキルフレームワークに準拠したさまざまな項目案が提出され、更に電気通信の概念を含めることになった関係で、中分類の項目名は「情報処理・通信技術者」に修正され、小分類に電気通信の仕事に対応する項目が設定されることになった。
- ・各種の項目案が検討され、職業分類検討委員会で最終的に合意された項目は、システムコンサルタント、システム企画者、ソフトウェア開発者、システム運用管理者、通信ネットワーク技術者の5項目である。

#### ⑤旧・中分類10 医療技術者、旧・中分類11 その他の保健医療従事者

- ・医療技術者のうち主な資格職業は既に小分類に設定されている。今回の改訂では、それらに加えて臨床工学技士を新設することになった。
- ・小分類102（臨床検査技師、衛生検査技師）のうち衛生検査技師は、資格試験が廃止になっているため、項目名から削除された。
- ・小分類103（理学療法士・作業療法士・視能訓練士）と、小分類119（他に分類されない保健医療従事者）に含まれる言語聴覚士とを統合して、「理学療法士、作業療法士」と「視能訓練士、言語聴覚士」の2つの小分類を設定することになった。後者の就業者は言語聴覚士が約6,000人、視能訓練士が約2,700人である。両者とも小分類の新設基準を満たしている。
- ・小分類119に該当する職業は、資格又は都道府県知事の任命が必要であるもののみとし、資格の不要な看護助手や歯科助手などの補助的な職業は大分類Eのサービスの職業に

移設することになった。

#### ⑥旧・中分類12 社会福祉専門職業従事者

社会福祉施設で介護の仕事に従事するもの（小分類124福祉施設寮母・寮父）は、訪問介護員との職務の類似性が高いので、大分類E（サービス職業従事者）の新設中分類（介護サービス職業従事者）に移設することになった。

#### ⑦旧・中分類13 法務従事者

小分類131（裁判官、検察官、弁護士）を分割して、それぞれの職業を小分類項目として独立させることになった。小分類132（弁理士、司法書士）も同様に、それぞれの職業を小分類項目として独立させることになった。

#### ⑧旧・中分類14 経営専門職業従事者

- ・小分類149（その他の経営専門職業従事者）から経営コンサルタントを分離して、小分類として独立させる案が出されたが、経営コンサルタントが他の項目に移設されると、小分類149に例示すべき職業がほとんどなくなってしまうため、経営コンサルタントの項目を設定することは見送られた。
- ・金融機関において、金融及び数学の知識を応用して資産運用や取引、リスクヘッジ、リスクマネジメント、投資に関する意思決定などに関わる仕事に従事する金融・保険の専門職を分類するための中分類を新設する案が出されたが、中分類の新設基準を満たす就業者がいるかどうか必ずしも明確ではないため、今回の改訂では小分類の項目として設定することになった。この関係で新中分類の項目名は、「経営、金融・保険専門職業従事者」に修正された。

#### ⑨旧・中分類17 文芸家、記者、編集者

文芸家は著述家の中に含まれることから、小分類171（文芸家、著述家）の項目名は「著述家」に修正された。この関係で中分類の項目名は「著述家、記者、編集者」になった。

#### ⑩旧・中分類18 美術家、写真家、デザイナー

小分類185（写真家）には、静止画の撮影を行う写真家と、映画・テレビジョン用撮影機を操作する映像カメラマンが含まれる。このため項目名は、「写真家・カメラマン」に修正された。この関係で中分類の項目名は「美術家、写真家・カメラマン、デザイナー」になった。

#### ⑪旧・中分類20 その他の専門的職業従事者

- ・学芸員と図書館司書をそれぞれ新設することになった。両者とも小分類の新設基準を満たしている。就業者は学芸員が3,251人、司書が6,957人である（文部科学省の2005年調査）。学芸員補は学芸員の項目に、司書補は図書館司書の項目にそれぞれ分類することになった。
- ・旧大分類Hの小分類501（無線通信技術従事者）、小分類502（有線通信員）、小分類509（その他の通信従事者）の3項目を統合して、新小分類「無線通信技術従事者」を設定

し、専門的・技術的職業に移設することになった。

- ・小分類202（職業・教育カウンセラー）は主に心理学の専門知識にもとづいてカウンセリングを行うものを分類する項目である。このため項目名は「心理カウンセラー（保健医療を除く）」に修正された。しかし、カウンセリングは必ずしも心理学の専門知識だけでもとづいて行われるわけではないので、項目名から「心理」が削除された。

## ⑫大分類の配列順

大分類項目の配列はISCOの大分類の配列に準じることになった。大分類AはISCO大分類2に対応するため大分類符号はAからBに変更になった。

### (b)統計基準部会における検討

職業分類検討委員会の作成した改訂諮問案のうち統計基準部会で修正・指摘された主な点は、次の通りである。

#### (i)新・中分類05 科学研究者

- ①旧・小分類011（自然科学系研究者）と012（人文・社会科学系研究者）を統合し、新・小分類「研究者」の項目が設定されたが、ISCOでは研究者の項目を研究領域別に設けているので、両者を統合すると国際比較が難しくなるとの指摘があった。このため旧分類の通り2区分に戻すことになった。
- ②学際的領域の取り扱いについては、研究者の雑分類項目を設け、そこに分類することも可能であるが、その場合、雑分類項目に分類される研究者の数は他の2区分に比べて少なく、また、学際領域の定義が明確でないことから、自然科学系か人文・社会科学系かの判断に迷うときには、安易に雑分類項目に分類されやすいことなどが予想されるため、雑分類項目は設定しないことになった。それに代わり、学際的研究は2つの小分類のうち、より類似する方に分類するという考え方が示され、了承された。
- ③家政、教育、芸術などの研究者は「人文・社会科学系研究者」に位置づけられることになったため、項目名は「人文・社会科学系等研究者」に修正された。

#### (ii)新・中分類07 製造技術者（開発）、新・中分類08 製造技術者（開発を除く）

- ①旧・中分類03と04は、産業分類や商品分類的な視点ではなく、産業横断的に仕事の種類にもとづいて職業を区分する視点から見直しが行われた。改訂諮問案では製造技術者の仕事を開発関係の仕事とそれ以外の仕事に分割して、それぞれに対応する新中分類が設定された。この考え方は事業所を対象とした調査であれば問題は少ないと考えられるが、世帯・個人を対象とした調査では回答の分類が困難になる可能性があるとの指摘があった。
- ②新・小分類072（電気・電子技術者（開発））は、旧・小分類034（電気技術者）の一部と旧035（電気通信技術者）の一部を統合したものであるが、072の項目名から判断する限り、電気通信技術者がこの項目に該当するのかがわかりにくいとの指摘があった。このため項目名は「電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）」

(開発)」に修正された。

- ③製造技術者のうち部品の開発・製造に係る技術者の位置づけを明確にするため、次のような工夫をすることになった。
- ・新中分類07の総説に「部品の開発・設計に係る技術者は、その部品の材質、製法、機能により小分類〔071～079〕のそれぞれに分類される」を追加する。新中分類08の総説にも同様の文言を追加して、部品の製造関係の技術者は新中分類07又は08に含まれることを明示する。
  - ・個々の機械ごとに部品関係の技術者も含まれていることがわかるように説明文を次のように修正する。新小分類072の説明文は「～電気・電子機械器具及び同機械器具の部品の開発・設計～」に修正する。073～075、082～085も同様の修正を行う。
  - ・各種機械に組み込まれる汎用的な機械部品を開発（製造）する技術者については、新小分類073（機械技術者(開発)）、新小分類083（機械技術者（開発を除く））に分類することがわかるように説明文に次の文言を追加する。「汎用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具及び同部品に関する開発・設計の技術的な仕事に従事するものも含まれる。」新083の説明文にも同様の文言を追加する。

#### (iii)新・中分類10 情報処理・通信技術者

- ①情報処理／通信の分野は高度化・専門化を深めているが、旧・中分類06には小分類が2項目しかなく、ほとんどの職種はシステムエンジニアの項目に位置づけられている。そのため現状に即した職種を設定する必要があるものの、システムエンジニアを細分化した項目を設定しても実査においては調査票に適切な職業名が記載されず、かえって分類が困難になる可能性があるとの指摘があった。
- ②システム開発を総合的に管理するプロジェクトマネージャーについては、1994年から情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ試験）が実施されていること、プロジェクトマネージャーなどの高度な人材が大幅に不足していることなどから、新・小分類102（システム設計者）からプロジェクトマネージャーを分離して、新・小分類103（情報処理プロジェクトマネージャー）が新設された。

#### (iv)新・中分類18 経営・金融・保険専門職業従事者

金融派生商品の開発など、高度な金融・保険の知識を必要とする仕事が社会的に確立してきたことから、小分類に「金融・保険専門職業従事者」が新設された。金融関係の職業のうち、この項目に該当する職業は内容例示で明確にすべきであるとの指摘があった。

#### (v)新・小分類243 カウンセラー（医療、福祉を除く）

小分類243の説明文は仕事の範囲が明確ではないとの指摘があったため、「カウンセリングに関する専門的な知識を有し、・・・専門的な援助を行う仕事」に修正された。また、保健医療施設や社会福祉施設において類似の仕事に従事するものは243に含まれないことを明確にするため、項目名は「カウンセラー（医療・福祉施設を除く）」に修正された。

#### **(4)旧・大分類B 管理的職業従事者**

旧・大分類Bには、生産や販売の現場ではなく、事務所において専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものが分類される。この大分類はISCO-08の大分類1（管理的職業従事者）に対応する。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

##### **(a)職業分類検討委員会における検討**

管理的職業従事者の中分類は、組織別に公務員、法人、個人事業の3つの項目に分かれ、そのうち法人管理職は役職別に役員と管理職員の2つの中分類が設定されている。このような項目設定は、ISCO-88の法人管理職員と個人事業管理職という2つの重大分類項目に対応している。しかし、ISCO-08では、同じ管理職でも法人と個人事業という所属先によって分類上の位置づけが異なるのは不適切であるとの理由で、これらの2つの重大分類項目を組み替えて機能別管理職員と分野別管理職員に再編している。このため、旧・大分類Bの中分類項目とISCO-08の管理職の重大分類項目との対応をとることが難しくなった。

管理的職業従事者の中・小分類項目が仕事の機能や分野による区分ではなく、組織別の区分になっているのは、統計調査における実査を考慮していることが大きな要因であるとの指摘があった。たとえば、国勢調査の回答には課長、部長等の役職名だけを記入したものも多く、管理対象の分野を特定することが難しい。また、管理対象の名称が記入されていても、抽象的な組織名だと、業務内容を把握することが難しいという問題がある。この問題については、調査の設計において勤務先の産業区分を合わせて質問すればISCO-08と同等の情報が得られるとの指摘もあった。

検討の結果、旧項目の構成を維持することになり、職業分類検討委員会における大分類Bの修正は、旧・小分類222と232の「特殊法人」を「独立行政法人」に変更すること、ISCO-08の大分類の配列に合わせて、旧・大分類AとBの順序を逆にすることの2点に止まった（図表6）。

##### **(b)統計基準部会における検討**

統計基準部会では、大分類Bの説明文の中の「専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営管理に従事するもの」のうち「専ら」を削除することが提案された。その理由としては、我が国の管理職はいわゆるプレーイングマネージャが多く、「専ら」があることによって管理職の役職に就いていながら、管理職に分類されないことがあるという問題が指摘された。管理職の就業者数を国際比較すると、我が国の管理職は相対的に少ない。職業分類上の管理職の範囲と実際の管理職との乖離を小さくするためには、「専ら」の削除が必要であった。また、他の大分類の説明文には「専ら」の文言は使用されていないので、大分類Bにのみ「専ら」をつけるのはバランスを欠くとの指摘もあった。これらの指摘を考慮して「専ら」は削除された。他の仕事にも従事している管理職には、職業の決定原則が適用され、就業時間の長いほうの仕事をその職業とすることになる。

図表6 日本標準職業分類と国際標準職業分類（ISCO-08）との大分類項目対比表

日本標準職業分類（2009年改訂）		国際標準職業分類（ISCO-08）
A 管理的職業従事者	----->	1 管理的職業従事者
B 専門的・技術的職業従事者	----->	2 専門的職業従事者
	----->	3 テクニシャン、準専門的職業従事者
C 事務従事者	----->	4 事務補助従事者
D 販売従事者	----->	5 サービス・販売従事者
E サービス職業従事者	----->	
F 保安職業従事者	----->	
G 農林漁業作業者	----->	6 農林漁業の熟練従事者
H 生産工程従事者	----->	7 技能工及び関連職業従事者
I 輸送・機械運転従事者	----->	8 設備・機械運転従事者、組立工
J 建設・採掘従事者	----->	
K 運搬・清掃・包装等従事者	----->	9 単純作業従事者

(注) 矢印はおおよその対応先を示しているだけであり、必ずしも中・小分類での一対一の対応を表しているわけではない。

### (ウ)旧・大分類C 事務従事者

日本標準職業分類にいう事務とは、企業など経済活動を行う組織において財貨・サービスの生産が円滑に行われるように生産活動を支援するための、人事・経理・企画・受付・記録・集金等の仕事を指す。事業として他人のためにこれらの生産活動の支援を行う場合、それに従事するものも本分類に含まれる。旧・大分類CはISCO-08の大分類4（事務補助従事者）に対応する。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

#### (a)職業分類検討委員会における検討

##### (i)旧・中分類25 一般事務従事者

①旧・小分類251（総務事務員）には庶務・人事・福利厚生・労務などの仕事に従事するものが含まれる。庶務の仕事と人事・福利厚生・労務の仕事とでは必要とされる知識に違いがあると考えられることから、251は新・小分類「庶務事務員」と「人事事務員」に分割された。前者に含まれる職業のうち用度係事務員と伝票整理事務員の仕事内容は会計事務に類似しているため、新・中分類26（会計事務従事者）に移設された（用度係事務員は269の雑分類項目に、伝票整理事務員は新設の経理事務員にそれぞれ例示職業として掲載される。）。

②受付の仕事のうち企業やホテルのフロント業務は旧・小分類253（受付・案内事務員）に分類し、ゴルフ場等の娯楽施設のフロント業務は大分類Eのサービスの職業に分類するという考え方は維持されたが、その点を明確に示すため、253の例示職業名を「フロント（企業・ホテル等窓口）」に変更するとともに、非該当職業の例示に「娯楽施設フ

ロント」を追加することになった。

- ③旧・小分類289（その他の営業・事務販売従事者）から電話を使って行う仕事（テレフォンポインター、電話による通信販売の受付事務、コールセンターオペレーターなど）を分離し、旧・大分類Hの小分類503（電話交換手）と統合して中分類25の小分類に「電話応接事務員」が新設された。この項目に分類される職業は電話を使用するものに限定され、電話以外の通信手段を使って行う仕事は259の雑分類項目に分類される。これには、コンピュータを使用した通信販売の注文受付や苦情の受付事務などが該当する。これらの職業が電話応接事務員に間違っ て分類されないように、259の例示職業名には「（電話以外によるもの）」という文言が追加された。電話応接事務員と259の通信販売受付事務員（電話以外によるもの）との違いは、言語によるやりとりか、文書によるやりとりかの違いである。仕事の遂行に必要な知識・技能が異なるために分類上の位置づけが異なっている。
- ④小規模事業所などでは、同一人が特定の事務だけでなく複数の小分類にまたがる事務全般を遂行する例が少なくないと思われること、更にこのような仕事に従事している就業者が相当数見込まれることから、このような仕事を分類する項目である「一般事務員」を新たに設定することになった。しかし、この名称は中分類の項目名と重複するため、中分類の項目名は「総務事務従事者」に修正された。

#### (ii)旧・中分類26 会計事務従事者

- ①小売店のレジ係のうち精算のみを行うものは旧・小分類261（現金出納事務員）に、レジカウンターにおける商品の精算と販売の仕事に従事するものは旧・小分類324（販売店員）にそれぞれ該当する。今回の改訂では精算のみを行うレジ係の仕事内容も販売に該当するとみなされ、レジ係は販売店員に移設された。
- ②経理の仕事に従事する就業者は相当数見込まれるため、「経理事務員」の小分類項目が新たに設定された。

#### (iii)旧・中分類29 外勤事務従事者

訪問調査の仕事に従事する就業者は相当数見込まれるため、「調査員」の小分類項目が新たに設定された。

#### (iv)旧・中分類31 事務用機器操作員

- ①旧・小分類311（速記者、タイピスト、ワードプロセッサ操作員）は廃止された。速記者は仕事内容が専門的であるとみなされ、旧・大分類Aに移設された。タイピストは就業者が少ないので（1,300人、2000年国勢調査）、雑分類項目（小分類319その他の事務用機器操作員）に例示職業名として記載されることになった。パーソナルコンピュータの普及によってワープロ専用機を操作する業務に従事するものは極めて少ないと思われることから、ワードプロセッサ操作員は廃止された。
- ②ワープロ専用機に代わってパーソナルコンピュータを操作する業務に従事するものは相



当数見込まれることから、新たに「パーソナルコンピュータ操作員」の小分類項目が設定された。

③旧・小分類312（キーパンチャー）は、その仕事内容を表す名称である、「データ・エントリー装置操作員」に修正された。

④旧・小分類313（電子計算機オペレーター）は、「パーソナルコンピュータ操作員」の小分類項目を新設した関係で両者の区分を明確にする必要があり、「電子計算機（パーソナルコンピュータを除く）オペレーター」に修正された。

#### **(b)統計基準部会における検討**

##### **(i)新・中分類25 総務事務従事者、新・小分類257 一般事務員**

旧・中分類25に対する修正案のうち一番大きな問題は、事務全般に従事するものや複数の異なる事務を兼務しているものを一般事務員として設定し、それを中分類「総務事務従事者」の小分類に位置づけていることである。この問題は、次のように処理された。第一は中分類名称の変更である。中分類「総務事務従事者」は、旧・中分類「一般事務従事者」に対応した区分であって、特定の事務を分類するための項目ではない。一般事務従事者は、1960年の日本標準職業分類の設定当時から雑分類项目的な位置づけにあり、改訂諮問案で名称が総務事務従事者に変更されたが、雑分類项目的な位置づけにあることに変わりはない。仕事の範囲について誤解が生じないように中分類名称は一般事務従事者に戻すことになった。第二は小分類名称の変更である。中分類「一般事務従事者」の小分類に「一般事務員」という名称で項目を設定することはできない（この中分類のもとには複数の小分類項目が設定されているので、小分類名称には中分類名称を使用できない。）。このため、小分類「一般事務員」は「総合事務員」に修正され、この項目には各種の事務の仕事が含まれているので、小分類の最後尾に配置された。

##### **(ii)新・小分類257 総合事務員**

①新・小分類「総合事務員」の特徴は、複数の分類項目にまたがる事務全般の仕事に従事することである。「複数の分類項目」とは、同一中分類内の複数の小分類項目の場合もあれば、大分類Cの中の複数の中分類項目の場合もあるので、総合事務員の定義は、「大分類C〔事務従事者〕に該当する仕事全般について、特に行うべき仕事の内容が限定されず各種の事務の仕事に従事するものをいう」に修正された。

②複数の分類項目にまたがる事務であっても、限られた分野の事務に従事するのであれば、一般原則にしたがって就業時間の最も長い仕事に分類することになる。このため、定義には、「複数の仕事に従事していても、行うべき仕事の内容が限定されている場合は、行う仕事の内容により、「総合事務員」以外の小分類に分類される」との文言が追記された。

##### **(イ)旧・大分類D 販売従事者**

旧・大分類Dには次の仕事に従事するものが分類される。

- ①有体的商品の仕入・販売の仕事
- ②他人を訪問し、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注を行う仕事
- ③不動産・有価証券などの売買の仕事、売買の中立・取次・代理などの販売類似の仕事
- ④他人を訪問し、広告や印刷などのサービスに関する受注・勧誘を行う仕事

この大分類はISCO-08の大分類5（サービス・販売従事者）と大分類9（単純作業従事者）に対応する。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

#### **(a)職業分類検討委員会における検討**

##### **(i)旧・中分類32 商品販売従事者**

- ①旧・小分類321（小売店主）には、店舗の所有者である店主と店舗の経営責任者である店長（支配人、マネージャー）の両方が含まれるので、項目名は「小売店主・店長」に改称された。
- ②旧・小分類322（卸売店主）には、店舗の所有者である店主と店舗の経営責任者である店長（支配人、マネージャー）の両方が含まれるので、項目名は「卸売店主・店長」に改称された。
- ③飲食に関わる仕事に従事するものは大分類Eに集約されているので、それとの整合性をとるため旧・小分類323（飲食店主）は大分類Eに移設された。
- ④精算のみを行うレジスター係、キャッシャーは、旧・小分類261（現金出納事務員）に該当するが、その仕事内容は事務よりも販売の職業との類似性が高いので旧・小分類324（販売店員）に移設された。
- ⑤旧・小分類325（商品訪問・移動販売員）は、仕事内容を明確にするため、説明文に「商品を携行して」との文言が追加された。
- ⑥旧・小分類326（再生資源卸売・回収従事者）は、仕事の流れに対応した項目名にするため「再生資源回収・卸売従事者」に修正された。この項目に該当するのは回収品を卸売まで行うものであって、回収のみを行うものは含まれない。この点を明確にするため例示職業名の末尾に「(卸売まで行うもの)」が追加された。
- ⑦旧・小分類327（商品仕入・販売外交員）から商品仕入外交員を分離して、新・小分類326（商品仕入外交員）が設定された。旧327の商品販売外交員は、新・中分類34（営業職業従事者）に設定された営業対象商品別の小分類（341～345、349）のうち該当する項目にそれぞれ移設された。この結果、旧327は廃止された。

##### **(ii)旧・中分類33 販売類似職業従事者**

- ①旧・中分類33の説明文のうち「金融・保険の勧誘・募集の仕事」は、新・中分類34の設定に伴い削除された。
- ②1996年に改正された保険業法によって保険仲立人制度が創設された。この職業は旧・小分類332（保険代理人・外交員）に該当するが、それを明示するため項目名は「保険代

理人・仲立人（ブローカー）」に修正された。

- ③旧・小分類333（有価証券売買仲立人）には金融の仲立に関わる職業も分類される。これを明示するため、項目名は「有価証券売買・仲立人、金融仲立人」に修正された。
- ④旧・小分類355（外交・勧誘員（商品、不動産、保険、有価証券を除く））は廃止され、この項目に含まれる職業は新・中分類34の小分類346（金融・保険営業職業従事者）と349（その他の営業職業従事者）に移設された。

### (iii)新・中分類34（営業職業従事者）の新設

- ①旧・大分類Dの一番大きな改訂点は、営業職の中分類を新設したことである（中分類34営業職業従事者）。ここにいう営業とは、他人を訪問して、商品の売買、製造、サービス、不動産、有価証券などに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事、保険の代理・募集などの仕事を指している。訪問販売や呼売販売など実際に商品を引き渡す行為が含まれる仕事は営業には該当せず、旧分類と同様に旧・中分類32の有体的商品の販売の仕事に分類する。
- ②旧・大分類Dは販売する商品別に項目が設定されているため、営業職の仕事は営業の品目に対応した分類項目に位置づけられている。たとえば、MR（医薬情報担当者）は旧・小分類327（商品仕入・販売外交員）に、不動産営業員は旧・小分類331（不動産仲介・売買人）にそれぞれ該当する。営業職の就業者は相当数見込まれると考えられるので、営業職を含むこれらの小分類から営業職だけを分離して中分類の職業として設定することになった。
- ③営業職の代表的な区分法には、営業対象の顧客別区分（法人／個人、新規／固定）と営業内容別区分（商品、サービス）がある。統計調査の結果を分類する場合には後者のほうがわかりやすく、かつ適切に行えることが判明している<sup>1</sup>、商品・サービス別に小分類項目を設定することになった。営業の対象商品・サービスとして取り上げられたものは、食料品、化学品、医薬品、機械器具、金融・保険、不動産、通信・システムである。
- ④新・小分類341（食料品営業職業従事者）、342（化学品営業職業従事者）、343（医薬品営業職業従事者）、344（機械器具営業職業従事者（通信機械器具を除く））の4項目は、旧・小分類327（商品仕入・販売外交員）に含まれている食料品、化学品、医薬品、機械器具のそれぞれの営業の仕事を分離したものである。
- ⑤新・小分類345（金融・保険営業職業従事者）は、旧・小分類332（保険代理人・外交員）に含まれている保険営業の仕事、旧・小分類333（有価証券売買仲立人）に含まれている証券営業の仕事、旧・小分類335（外交・勧誘員（商品、不動産、保険、有価証券を除く））に含まれている銀行等の営業の仕事をそれぞれ分離したものである。

---

1 『日本標準職業分類に関する調査研究報告書』の「第7章 営業職の分類についての検討」を参照

⑥新・小分類346（不動産営業職業従事者）は、旧・小分類331（不動産仲介・売買人）に含まれている営業の仕事を分離したものである。

⑦新・小分類347（通信・システム営業職業従事者）は、旧・小分類327（商品仕入・販売外交員）に含まれている通信機械器具の営業の仕事、旧・小分類335（外交・勧誘員（商品、不動産、保険、有価証券を除く））に含まれている情報処理システムなどの営業の仕事をそれぞれ分離したものである。

#### **(b)統計基準部会における検討**

飲食店、特にファーストフード店の仕事の中には販売の仕事なのか、サービスの仕事なのか紛らわしいものがある。両者の違いは次のように整理された。ファーストフード店のカウンターで客と対応するものは、販売形態に即して職業分類上の位置づけを決める。レジで注文を受け、注文品をその場で渡す形態の店舗では、客は購入した食べ物を自分で席まで運び、自分で片付けるので、店員の仕事は販売の職業（新・小分類323（販売店員））に分類する。他方、客の注文を受け、注文品を運び・片付ける形態の店舗では、店員が配膳と片付けを行うので、その仕事はサービスの職業（新・小分類403（飲食物給仕従事者））に分類する。両者を混同しないように新323の例示職業にはカウンター・パーソン（販売）、新403の例示職業にはカウンター・パーソン（給仕）がそれぞれ追加された。

#### **(4)旧・大分類E サービス職業従事者**

日本標準職業分類におけるサービスの職業とは、個人又は世帯を対象としたサービスの提供を指し、企業等を対象とした生産活動の支援業務はサービスの職業に該当しない。旧・大分類Eには建物管理サービスの仕事が含まれているが、この仕事も対個人サービスとみなされている。この大分類はISCO-08の大分類5（サービス・販売従事者）に対応する。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

#### **(a)職業分類検討委員会における検討**

##### **(i)旧・中分類34 家庭生活支援サービス職業従事者**

旧・小分類341（家政婦（夫）、家事手伝い）に該当するハウスクリーニングの仕事は、一定数以上の就業者が見込まれることから小分類として独立させることになった。仕事の内容は、世帯やマンション所有者等からの依頼による清掃である。この仕事は必ずしも家事支援だけとは言えないので、新・大分類K（労務作業）に移設することになった。

##### **(ii)新・中分類36（介護サービス職業従事者）の新設**

①旧分類では、仕事内容が類似していると考えられるにもかかわらず、医療施設・社会福祉施設で介護の仕事に従事するものは大分類Aに、訪問介護の仕事に従事するものは大分類Eにそれぞれ分類される。このためサービスの職業に介護職の中分類を新設して、両者をここに位置づけることになった。

②この中分類の下位には、新・小分類361（介護職員（医療施設、福祉施設等））と新・小分類362（訪問介護従事者）の2項目が設定された。新362は旧・小分類342（ホームへ

ルパー)の名称を改称して、項目名から仕事内容を容易に判断できるようにしたものである。

- ③旧・小分類124(福祉施設寮母・寮父)は、仕事の内容が入所者及び通所者に対する入浴、排せつ、食事等の介護など介護職員の仕事と類似性が高いことから新・小分類361に移設された。ただし、母子生活支援施設の寮母・寮父は、介護の仕事は行っておらず、更生の仕事のみに従事していると考えられることから新・小分類162(福祉施設指導専門員)に移設された。

#### **(iii)新・中分類37(保健医療サービス職業従事者)の新設**

- ①旧・大分類Aの小分類119(他に分類されない保健医療従事者)に該当する看護助手、歯科助手などの保健医療関係の助手・補助者の仕事は、資格等を要せず、医師・看護師・歯科医師など資格を有するものの指示を受けて補助的な仕事に従事することから、サービスの職業に保健医療サービスの中分類を新設し、そこに移設することになった。
- ②この中分類の下位には、新・小分類371(看護助手)、372(歯科助手)、379(その他の保健医療サービス職業従事者)の3項目が設定された。動物病院助手は相当数の就業者が見込まれることから新379に例示職業として記載されることになった。

#### **(iv)旧・中分類35 生活衛生サービス職業従事者**

旧・小分類352(美容師)の説明文のうち「美顔術・マニキュア・染毛術」は、美容師の免許が不要であるため削除され、新・小分類383(美容サービス従事者(美容師を除く))の説明文に追加された。これに伴って旧352の例示職業のうち美容師、管理美容師以外のものはすべて新383に移設された。また、新383の例示職業にネイリストが新たに追加された。

#### **(v)旧・中分類37 接客・給仕職業従事者**

- ①旧・小分類323(飲食店主)は有体的商品の販売というよりもサービスの提供の面が重視され、大分類Dから大分類Eに移設された(新・小分類401)。また、店長の名称が一般的に広く使用されているので項目名は「飲食店主・店長」に修正された。
- ②旧・小分類375(娯楽場等接客員)と新・小分類254(受付・案内事務員)はいずれも受付の仕事を含んでいるが、両者の違いを明確にするため、前者の例示職業に娯楽施設フロント、除外例示にフロント(企業・ホテル等窓口)が追加された。
- ③旧・小分類376(旅館主・支配人)は、経営管理と接客の両方の仕事に従事するという点で新・小分類401(飲食店主・店長)の仕事と類似しているため、飲食店主・店長の次に配置することになった(新・小分類402)。

#### **(vi)旧・中分類38 居住施設・ビル等管理人**

旧・小分類383(ビル管理人)はビルの総合的な管理の仕事であることを明示するため、説明文に「設備管理、清掃、警備、苦情受付など各種」という文言が追加された。

#### **(vii)旧・小分類39 その他のサービス職業従事者**

- ①旧・小分類394(広告宣伝員)の例示職業にポスティング人が追加された。

②旧・小分類399（他に分類されないサービス職業従事者）に例示されているヘッドハンターは仕事内容が専門的かつ高度であると考えられることから、新・大分類Bの小分類249（その他の専門的職業従事者）に移設された。

#### **(b)統計基準部会における検討**

飲食店主・店長を販売の仕事からサービスの仕事に変更したのは、産業分類における飲食店の位置づけとの整合性をとるためである。飲食店は、産業分類上、大分類「卸売・小売業・飲食店」に分類され、販売に類似した活動を行う事業所として卸売・小売業と同じカテゴリーに位置づけられていた。このため、1997年の改訂では、産業分類上の位置づけを受けて、経営者である飲食店主は販売を行うものとされた。しかし、2002年の産業分類の第11回改訂では、経済社会のサービス化の進展を考慮して、飲食店は「卸売・小売業」から分離され、新たに「飲食店、宿泊業」として位置づけられた。これを受けて、今回の改訂では「飲食店主・店長」を大分類Dから大分類Eに移設することになったものである。

#### **(カ)旧・大分類F 保安職業従事者**

保安の職業は、ISCO-08ではサービスの職業（大分類5サービス・販売従事者）に分類されているが、日本標準職業分類では独立した大分類項目として設定されている。旧・大分類Fには、警察官、消防員、自衛隊員、看守、警備員など官民を問わず人の生命・財産の保全に関係する職業が分類される。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

#### **(a)職業分類検討委員会における検討**

##### **旧・中分類42 その他の保安職業従事者**

- ①刑務所内業務の一部の民間委託（刑事施設の警備、被収容者の監視）に伴い、民間の警備員が配置されたことから、看守と警備員を明確に区分するため、旧・小分類421（看守）の除外例示に「刑事施設警備員」、旧・小分類423（警備員）の例示職業に「刑事施設警備員」がそれぞれ追加された。
- ②警備員の業務は施設の警備だけではなく人の身辺警護の業務（ボディガード）も含まれることから、その旨が旧・小分類423（警備員）の内容説明に追加され、また、例示職業には「ボディガード（身辺警護員）」が追加された。

#### **(b)統計基準部会における検討**

- ①日本標準職業分類では、階級を問わず、警察官・海上保安官・消防員であれば大分類Fに位置づけている。外国の職業分類における、この分野の管理職・現業従事者の区分法はさまざまである。たとえば、警察官の分類を見ると、区分法は必ずしも共通しているわけではない。ISCO-88では管理職についての明確な記述がないが、ISCO-08では4段階（上級幹部、中級幹部、刑事、一般警察官）に区分している。英国・カナダの職業分類では幹部とそれ以外の2区分に、ニュージーランド・豪州の職業分類では3段階（上級幹部、中級幹部、一般警察官）に区分している。

- ②日本標準職業分類は、設定当時から、職業の決定方法において「警察官・消防官・自衛官の身分を持つ者は、それぞれ警察官・消防官・自衛官の職業をとる」と明記し、その後の改訂でもその考え方を維持している。日本標準職業分類が管理職と現業とを区分していないのは、ISCO-58・68・88に明確な記述がなかったこと、仕事内容が一般公務員と大きく異なること、実際の調査で階級の記入を求めることが適切だとは考えられなかったことなどによると思われる。
- ③警察官については、ISCO-08、各国事例とも幹部・一般を区別しているのので、国際比較の観点から対応を検討する必要がある。また、自衛官もその階級を問わず保安職業従事者に位置づけられているが、ISCO-08の大分類0（軍人）では幹部と一般とが区別され、日本標準職業分類の区分法と異なっている。この点についても検討が必要である。
- ④警察官・海上保安官・消防員・自衛官のそれぞれの区分法と位置づけについては次回改訂までの課題となった。

#### **(\*)旧・大分類G 農林漁業作業**

農林水産業の経営体は比較的小規模なものが多く、仕事の分業化が進んでいない。そのため個人が生産過程の全般を担うことが多い。旧・大分類Gは産業分類的な視点を残しつつも、農林水産業に従事するものを分類対象にしている。この大分類はISCO-08の大分類6（農林漁業の熟練作業）と大分類9（単純作業従事者）に対応する。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

#### **(a)職業分類検討委員会における検討**

##### **(i)旧・中分類43 農業作業**

- ①旧・小分類431（農耕・養蚕作業）のうち蚕の飼育等を行う養蚕作業者は、家畜の飼育等を行う養畜作業者に作業が類似していると考えられることから、新・小分類462（養畜作業）に移設された。この変更は、日本標準産業分類における養蚕業の位置づけ（畜産業の中に位置づけられている）と日本標準職業分類における養蚕作業者の位置づけとの整合性をとるためでもある。
- ②日本標準産業分類は工場でのもやし栽培を農業に分類しているのので、新・小分類461（農耕作業）の例示職業に「もやし製造者（工場生産）」が追加された。
- ③ゴルフ場芝手入作業員は旧・大分類Iの小分類809（他に分類されない労務作業）に例示されている職業であるが、芝の手入れには技術を必要とするため、新・小分類463（植木職、造園師）に移設された。

##### **(ii)旧・中分類44 林業作業**

- ①旧・小分類442（伐木・造材作業）と旧・小分類443（集材・運材作業）を統合して、新・小分類472（伐木・造材・集材作業）が設定された。集材・運材作業の就業者は少なく（3,100人、2000年国勢調査）、伐木から集材までが一連の作業なので、両者を統合することになった。一般的には原木を山元土場から木材市場などに輸送することを

運材と言うが、伐採された木材を山元土場まで搬出する仕事は広義には集材に含まれるので、「運材」という言葉を分類項目・例示職業名から削除することになった。

②旧・小分類444（製炭・製薪作業）は就業者が少ないため（2,000人、2000年国勢調査）廃止され、雑分類項目（新・小分類479その他の林業従事者）に例示職業として残すことになった。

### (iii)旧・中分類45 漁業作業

漢字表記が2カ所修正された。第一に、中分類の説明文の中の「収穫」は「収獲」に修正された。農林水産関係では農作物の生産に関する語には「収穫」、水産動植物の生産に関する語には「収獲」を使用するのが一般的である。第二に、旧・小分類453（海草・貝採取業者）の「海草」は「海藻」に修正された。海草は海域に生育する種子植物を指し、海藻は海産藻類の総称である。食品・工業原料に用いられるのは海藻である。

### (b)統計基準部会における検討

ISCO-08では、農業・漁業に従事する熟練作業員を大分類6に、農業・漁業の単純作業に従事するものを大分類9にそれぞれ分類しているが、これは途上国などで単純作業員を分類する必要があることに対応したものであり、我が国では両者を区分して把握することは難しいと思われるとの指摘があった。

### (7)旧・大分類H 運輸・通信従事者、旧・大分類I 生産工程・労務作業

職業分類検討委員会において、大分類Hは産業分類的視点から鉄道・自動車・船舶・航空機別に中分類が設定されており、職業の区分法としては適切さを欠き、項目を廃止すべきであるとの点で意見が一致した。一方、大分類Iには、生産工程の技能工の仕事に加えて、機関・機械の運転、電気作業、採掘作業、建設作業、土木作業、労務作業に該当するさまざまな仕事が含まれているため同質性を保つことが難しく、項目を分割すべきであるとの点で意見が一致した。

大分類HとIを廃止して、次の4つの新大分類項目が設定された。

新・大分類H 製造・機械組立作業
旧・大分類Iの亜大分類I-1（製造・制作作業）を大分類に格上げして設定
新・大分類I 採掘・建設作業
旧・大分類Iの亜大分類I-2のうち電気作業と、旧・亜大分類I-3のうち建設作業、土木作業、採掘作業とを統合して大分類として設定
新・大分類J 輸送・定置・建設機械運転作業
旧・大分類Hの中分類（鉄道運転、自動車運転、船舶・航空機運転、その他の運輸従事者）と、旧・大分類Iの亜大分類I-2のうち定置機関・建設機械運転作業とを統合して大分類として設定
新・大分類K 労務作業
旧・大分類Iの亜大分類I-3のうち労務作業を大分類に格上げして設定

就業者は、新・大分類Hが1,076万人、新・大分類Iが346万人、新・大分類Jが252万人、



新・大分類Kが319万人である（2000年国勢調査）。

この4つの新・大分類の中でIとJについては、両者の区分が不明確なところがあると指摘された。たとえば、建設機械を運転して作業を行う土木・掘削作業者を分類する方法は大別すると3つある。第一に、機械操作を重視して分類すると、機械の運転者とそれ以外の作業者は別々の項目に分類される。第二に、仕事の目的を重視して分類すると、機械操作の土木作業員とそれ以外の土木作業員は同じ項目に分類される。第三に、操作・使用する機械の大小にもとづいて分類すると、仕事の中心が機械操作の場合は大分類Jに、手持ち機械・道具類を使用する作業の場合は大分類Iに分類される。

区分が不明確であるという問題は、新・大分類IとJの間だけに起こるのではなく、そもそも機械操作によって行う作業と作業員自身が行う作業とをどのように分類するのかという問題に関係している。

従来、日本標準職業分類では、機械の区分に応じた分類法を前提にして項目を設定している。産業分野を問わず使用される汎用的な建設機械の運転操作に従事するものは建設機械運転作業員に、産業特種的な機械の運転操作に従事するものは、その機械を使用して行う仕事に対応する項目にそれぞれ分類することを原則としている。この原則にもとづいて汎用的な機械を重視した分類法が随所に見られる。たとえば、フォークリフトを運転して倉庫で貨物の搬入・搬出などを行う作業員は、倉庫作業員ではなく、フォークリフト運転員に、自動車エンジンの組立作業に従事するものは、自動車組立工ではなく、一般機械器具組立作業員にそれぞれ分類される。

旧・大分類Iの亜大分類I-1は、上記の第二の方法と同じく、生産するものが同じであれば機械操作の仕事に従事するものとそれ以外のものを同一の項目に分類することを前提にして項目が設定されている。しかし、第一の方法を採用して機械操作の仕事を重視すれば、機械の操作員とそれ以外のものは別々の項目に分類されることになるので、何を重視して項目を設定するのが重要な問題である。

このように新・大分類H、I、J、Kの4項目では、機械の操作作業とそれ以外の作業を分類上どのように扱うのが課題になった。

#### **(7)新・大分類H 製造・機械組立作業員**

新・大分類Hは、旧・大分類Iの亜大分類I-1（製造・制作作業員）を大分類に格上げしたものである。旧・亜大分類I-1には各種製品の製造・制作工程の仕事と、各種機械器具の組立・修理の仕事が設定されている。この大分類は、ISCO-08の大分類7（技能工及び関連職業従事者）と大分類8（設備・機械運転従事者、組立工）に対応する。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

#### **(a)職業分類検討委員会における検討**

①旧・大分類Iの亜大分類I-1（製造・制作作業員）の中・小分類には、主に生産活動の結果作り出される製品の種類別に職業が設定されている。項目数が多く、集約することを

求められていた。問題は何を分類基準に用いて項目を設定するかであった。

- ②旧分類では、製品を製造するために必要な技術・知識の種類を唯一の基準にして生産工程の職業を区分している。まず、旧分類体系をベースにして、以下のような新分類体系が提案された。

新・亜大分類H-1 製造・制作作業者

旧・亜大分類I-1のうち組立・修理作業者以外の項目を移設して設定する。中分類は旧分類の18項目が12項目に減少する。

新・亜大分類H-2 機械組立・修理作業者

旧・亜大分類I-1のうち組立・修理作業者の項目を移設して設定する。中分類は旧項目をそのまま移設する。

- ③この再編では項目数の大幅な削減は難しく（中分類は22項目から16項目に減少）、一層の集約化が求められた。そこで仕事の種類にもとづいて製造作業、機械組立、機械修理、検査の4工程に分け、それぞれに対応した項目を設定する修正案が提出された。分類項目が仕事別に設定された関係で大分類の項目名は「生産工程作業者」に修正された。この修正案の中分類には、以下の通り仕事別の10項目が設定された。

製造作業者（生産設備操作・監視作業者） — 製造品目別の2区分

製造作業者（生産設備操作・監視作業者を除く） — 製造品目別の2区分

機械組立作業者

機械整備・修理作業者

製品検査作業者 — 検査の対象品目別の2区分

機械検査作業者

その他の生産工程作業者

- ④この修正案の特徴は次の通りである。

- ・ 第一は、従来の分類基準を変更したことである。生産工程の自動化が進む一方、熟練を必要とする職務と必ずしも高度の技能を必要としない職務とに分化するなど、生産工程における職業は仕事の違いが明確になってきた。このため製品を製造するための技術・知識だけで職業を区分したのでは、職業としての等質性が失われるおそれがあると考えられた。
- ・ 第二は、産業分類・商品分類的な視点を排除したことである。今回の改訂では製造する製品で職業を区分するのではなく、生産工程の仕事のうち各種の製品の製造に共通して見られるものを基準にして中分類が設定された。その基準となった仕事は、「製品製造」、「機械組立」、「機械整備・修理」、「検査」である。このうち製品製造の仕事は、企業規模、業種によって生産工程の機械化・自動化の程度が異なり、それに伴って仕事内容

も異なっている。そのため、これらの仕事に従事するときの作業形態に着目して、生産設備の監視作業と製品製造・加工処理に直接従事する仕事の2つに区分している。

- ⑤この仕事別の枠組みを維持したままで、わかりやすい項目名に修正し、機械組立の仕事に生産設備制御・監視作業の中分類を新設したものが以下の再修正案である。

中分類49	生産設備制御・監視作業(金属材料、金属加工、金属溶接・溶断)
中分類50	生産設備制御・監視作業(金属材料、金属加工、金属溶接・溶断を除く)
中分類51	生産設備制御・監視作業(機械組立)
中分類52	金属材料、金属加工、金属溶接・溶断作業(生産設備制御・監視作業を除く)
中分類53	その他の製造作業(生産設備制御・監視作業を除く)
中分類54	機械組立作業
中分類55	機械整備・修理作業
中分類56	製品検査作業(金属材料、金属加工、金属溶接・溶断)
中分類57	製品検査作業(金属材料、金属加工、金属溶接・溶断を除く)
中分類58	機械検査作業
中分類59	生産関連、生産類似職業従事者

- ⑥この分類体系において生産設備制御・監視作業とは、「材料には直接触れず、自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、製品製造・加工処理を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するもの」を指している。つまり、原材料には触れずに、自動化された生産設備の稼働状況を監視したり、運転状況を調整したりして製品の製造・処理を行う仕事である。

- ⑦生産設備制御・監視作業の作業形態は、おおよそ次の3つの類型に分けられる。

- ・完全自動化工程における作業

自動化された生産設備の制御・監視作業に専ら従事する。

- ・自動化工程における作業

当該工程の作業を行う技能を持っている作業員が、自動化された生産設備の制御・監視作業を行う。制御・監視作業だけではなく、加工材料の準備などの直接作業にも従事する。

- ・自動化工程における作業

自動化された製造設備を制御・監視する専任の作業員が配置されているわけではなく、他の仕事に従事するものが監視作業も担当する。

- ⑧製造作業には、道具や機械器具などを用いて、原材料処理、製品製造、加工処理の作業に直接従事するものが分類される。

- ⑨中分類は仕事別に設定され、項目数は旧分類の半分(11項目)になった。小分類は旧分類と同様に生産される製品の種類別に項目が設定された。これは、旧・中分類を新・小分類として設定しているからである。中分類の項目名だけを見ると新旧項目間の違いは大

きいが、新項目は旧項目の区分の仕方を変えて再編しているだけなので、両者の対応関係は明確である。即ち、旧・亜大分類I-1の機械組立・修理関係の中分類の下位の小分類をそれぞれ4分割（生産設備制御・監視、機械組立、機械整備・修理、機械検査）したものが新・中分類51、54、55、58に設定されている小分類である。旧分類の金属材料、金属加工、金属溶接・溶断の3つの中分類の下位の小分類をそれぞれ3分割（生産設備制御・監視、製造、検査）したものが新・中分類49、52、56に設定されている小分類である。旧分類のうち金属材料、金属加工、金属溶接・溶断の3つの中分類を除く、それ以外の中分類の下位の小分類をそれぞれ3分割（生産設備制御・監視、製造、検査）したものが新・中分類50、53、57に設定されている小分類である。

⑩この修正案に対して次のような問題点が指摘された。

- ・製造工程の作業者を生産設備制御・監視作業に従事するものと製造・加工に直接従事するものとに分けて把握することは難しい。製造工程の技能工に関する調査では、職業名としての記入は〇〇製造、操作員、オペレーターが大半を占め、これらの名称にもとづいて生産設備制御・監視作業者であるか、あるいは製造に直接従事する作業者であるかを判断することは困難である。
- ・新中分類59（生産関連・生産類似職業従事者）に設定された2つの小分類（生産関連職業従事者、生産類似職業従事者）は区分が明確ではない。旧・中分類72（その他の製造・制作作業者）に該当する職業は、直接、生産工程に係わるものではないので、新59の生産関連職業従事者、生産類似職業従事者のいずれかの小分類に分類されることになる。旧・小分類729に該当する職業もいずれかの小分類に分類されるが、旧729は雑分類項目なので明確に2分割することは困難である。

#### (b)統計基準部会における検討

①中分類の項目名称は一瞥して仕事内容を把握できるように、以下の通り修正された。

中分類49	生産設備制御・監視作業者（金属製品）
中分類50	生産設備制御・監視作業者（金属製品を除く）
中分類52	製品製造・加工処理作業者（金属製品）
中分類53	製品製造・加工処理作業者（金属製品を除く）

②この修正によって中分類49と52、50と53が一对の関係にあることを示せるようになった。作業対象とする製品を「金属製品」と「金属製品を除く」に分けたのは、設定すべき小分類の数が多く、十進分類に収めることが困難だったからである。金属製品の製造に従事する就業者（1,631,700人）は、製品製造に従事する全就業者（5,439,500人、組立を除く）の30%を占め（2005年国勢調査抽出速報集計）、金属製品とそれ以外に区分することは妥当だと考えられた。また、両者は小分類の設定についても違いがある。金属製品では製銑、製鋼、鑄造、鍛造、金属プレス、金属工作、板金、表面処理、溶接などの作

業別に小分類項目が設定されている。他方、金属製品以外では化学製品、食料品、繊維製品、紙製品、プラスチック製品など製品別に小分類項目が設定されている。

③中分類体系についてはさまざまな問題点が指摘されているが、その中で特に重要な点は次の3つである。

- ・第一は、分類項目に「一般」という言葉を使ったときの問題である。中分類51、54、55の最初の小分類には「一般」という言葉が使用されている（一般機械器具組立設備制御・監視作業員、一般機械器具組立作業員、一般機械器具整備・修理作業員）。「一般」は「その他」を表すこともあり、ここで使っている「一般」機械器具が何を指しているのか明確ではないと考えられることから、「はん用・生産用・業務用機械器具」に修正された。なお、ここで使用している「一般」は、他の分類項目に収まらないものを分類するための雑分類項目の名称としての位置づけではない。それ故に、それぞれの中分類の中で小分類の配列の最初にこの項目が置かれている。
- ・第二は、現場の指導にあたる監督者（スーパーバイザー）に相当する区分を設けることについての問題である。スーパーバイザーや、職長・班長などの職場のリーダーであっても、一般の従事者と同じ仕事を行うことが多いこと、生産工程で複数の作業に従事する場合には、一般原則にもとづいて、その主要工程又は最終工程によって職業を決定することなどの理由から、スーパーバイザーの区分は設けないことになった。
- ・第三は、分類項目間の相互排他性の問題である。たとえば、プレス機械を使って精密板金製品を製造する仕事を分類するとき、プレス機械を重視して分類する場合（新・小分類524金属プレス作業員）と板金作業を重視して分類する場合（新・小分類526板金作業員）とでは、分類先が異なることになる。これは小分類524と526が相互排他的になっていないからである。このため、524と526の説明文に次のただし書きを追記して、板金作業を重視することになった。

524 金属プレス作業員

板金作業に従事する一過程においてプレス機械を使用するものは小分類〔526〕に分類される。

526 板金作業員

板金作業に従事する一過程においてプレス機械を使用するものも含まれる。

④相互排他性の例をもうひとつ挙げる。金属製の工作物・缶を製造する仕事を分類する場合、仕事に溶接作業が含まれていると、新・小分類525（鉄工、製缶作業員）に分類するのか、新・小分類528（金属溶接・溶断作業員）に分類するのかなど問題が起こる。この場合は、鉄工・製缶作業を重視して分類するので、小分類525と528に上例と同様なただし書きが追記された。

**(コ)新・大分類I 採掘・建設作業、新・大分類J 輸送・定置・建設機械運転従事者**

新・大分類I（採掘・建設作業）はISCO-08の大分類7（技能工及び関連職業従事者）と

9（単純作業従事者）に該当し、新・大分類J（輸送・定置・建設機械運転従事者）はISCO-08の大分類8（設備・機械運転従事者、組立工）に該当する。このためISCO-08の大分類項目の配列に準じて両者の配列順を逆転し、輸送・定置・建設機械運転が大分類I、採掘・建設作業が大分類Jになった。以下、新・大分類IとJについて新たな配列順で改訂内容を紹介する。

#### **(\*)新・大分類I 輸送・定置・建設機械運転作業**

新・大分類Iは、旧・大分類Hから中分類46（鉄道運転従事者）、中分類47（自動車運転者）、中分類48（船舶・航空機運転従事者）、中分類49（その他の運輸従事者）の4項目、旧・大分類Iの亜大分類I-2（定置機関運転・建設機械運転・電気作業）から中分類73（定置機関・機械及び建設機械運転作業）と小分類741（発電員、変電員）の2項目をそれぞれ分離して、大分類として設定したものである。この大分類はISCO-08の大分類8（設備・機械運転従事者、組立工）に対応する。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

#### **(a)職業分類検討委員会における検討**

##### **(i)新・中分類60 鉄道運転従事者**

①旧・小分類462（電車・気動車運転士）から電車運転士が分離され、単独の項目として設定された。

②旧・小分類461（電気・ディーゼル機関士）と、旧・小分類462（電車・気動車運転士）のうち気動車運転士を統合し、統合後の項目は雑分類項目として設定された（新・小分類659その他の鉄道運転従事者）。2000年の国勢調査特別集計結果によると、電車運転士の就業者（36,900人）に対して、電気・ディーゼル機関士の就業者（1,200人）は減少傾向にあり、小分類の廃止基準（就業者1,000人未満）に該当すると見られる。そのため就業者の多い電車運転士を小分類として設定し、気動車運転士と電気・ディーゼル機関士を統合して雑分類項目にしたものである。

##### **(ii)新・中分類62 船舶・航空機運転従事者**

旧・小分類484（航空機操縦士）と485（航空機関士）を統合して、新・小分類624（航空機操縦士）が設定された。航空機関士の就業者は300人であり（2000年国勢調査特別集計結果）、小分類の廃止基準（1,000人未満）に既に該当している。航空機の自動制御が進み、航空機関士を必要とする航空機自体が減少していることもあり、航空機関士を項目名として残さないことになった。

##### **(iii)新・中分類64 定置・建設機械運転従事者**

①採掘現場において道具・機器を用いて掘削等の仕事に従事するものは、新・小分類691（採鉱員）に分類される旨のただし書きがこの中分類の説明文に追記された。

②旧・中分類74（電気作業）の小分類741（発電員、変電員）の仕事は、定置機械の運転の仕事に類似していると考えられるので新・中分類64に移設された。

③さく井作業は主に機械の運転・操作であり、建設機械の運転作業に類似していると考えられることから、旧・小分類734（建設機械運転作業）と、旧・小分類755（さく井・採油・天然ガス採取作業）のさく井作業者とを統合して、新・小分類645（建設・さく井機械運転作業）が設定された。

④採油や天然ガス採取の作業は機械の運転・操作が主であると考えられることから、旧・小分類755（さく井・採油・天然ガス採取作業）から採油・天然ガス採取作業を分離して、新項目は新・中分類64に設定された（新・小分類646採油・天然ガス採取機械運転作業）。

#### **(b)統計基準部会における検討**

大分類項目の名称は、当該項目に含まれる職業の共通項を簡潔に表現したものであるべきであるとの視点から、「輸送・機械運転従事者」に修正された。

#### **(イ)新・大分類J 採掘・建設作業**

新・大分類Jは、旧・大分類Iの亜大分類I-2（定置機関運転・建設機械運転・電気作業）から中分類74（電気作業）、旧・亜大分類I-3（採掘・建設・労務作業）から中分類75（採掘作業）、中分類76（建設躯体工事作業）、中分類77（建設作業（建設躯体工事作業を除く））、中分類78（土木作業）の4項目をそれぞれ分離して、大分類として設定したものである。この大分類はISCO-08の大分類7（技能工及び関連職業従事者）と大分類9（単純作業従事者）に対応する。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

#### **(a)職業分類検討委員会における検討**

##### **(i)大分類の項目名及び中分類の配列**

採掘作業の就業者は26,000人（2005年国勢調査）と少ないので、項目の名称は採掘と建設を逆にして、「建設・採掘作業」に修正された。この変更に伴い中分類の配列は、建設作業、電気工事、土木作業、採掘作業の順になった。

##### **(ii)新・中分類67 電気工事作業**

旧・大分類Iの亜大分類I-2の下位の電気工事作業（旧・中分類74）は、定置機関・建設機械の運転よりも建設工事との関連が重視されて建設作業と同一の大分類に位置づけられた。

##### **(iii)新・中分類68 土木作業従事者**

旧・中分類75（採掘作業）の小分類754（ダム・トンネル掘削作業）は、採掘作業よりも土木作業との類似性が重視されて新・中分類68に移設された（新・小分類683ダム・トンネル掘削作業）。

##### **(iv)新・中分類69 採掘作業**

①この中分類には、手持ちの機械や工具を使用して各種の鉱物を採掘・採取する仕事に従事するものが該当するため、その旨の文言が説明文に追記された。

②旧・小分類755（さく井・採油・天然ガス採取作業）は、機械を操作・運転することが主な仕事と考えられるので、新・中分類64（定置・建設機械運転作業）に移設された。

### **(X)新・大分類K 労務作業**

新・大分類Kは、旧・大分類Iの亜大分類I-1（製造・制作作業）から小分類728（包装作業）、亜大分類I-3（採掘・建設・労務作業）から中分類79（運搬労務作業）と中分類80（その他の労務作業）の2項目をそれぞれ分離して、大分類として設定したものである。この大分類は、ISCO-08の大分類9（単純作業従事者）に対応する。

職業分類検討委員会における主な指摘事項と改訂内容は、次の通りである。

#### **(a)職業分類検討委員会における検討**

##### **(i)大分類の性格及び項目名**

この大分類をISCO-08の大分類9（単純作業従事者）に相当する区分として設定することを目指して作業を進めた関係で、項目名は「労務作業」に修正された（以下の(3)参照）。

##### **(ii)新・中分類70 運搬労務作業**

旧・大分類Hの小分類504（郵便・電報外務員）の仕事は運搬作業であるため、新・大分類Kに移設された（新・小分類701郵便・電報外務員）。

##### **(iii)新・中分類71 清掃作業**

①清掃員の就業者は873,600人である（2000年国勢調査特別集計結果）。中分類の新設基準（5万人以上）を満たしていることから、旧・小分類801（清掃員）を中分類に格上げして、清掃員の中分類が新設された。その小分類には以下の項目が設定された（括弧内は就業者数）。

ビル・建物清掃員	(638,300人)
道路・公園清掃員	(16,800人)
一般廃棄物処理作業	(81,900人)
産業廃棄物処理作業	(18,800人)

②ハウスクリーニングの仕事は、旧・大分類Eの小分類341（家政婦（夫）、家事手伝い）に該当するが、一定数以上の就業者が見込まれることから小分類として設定されることになった。その仕事は、世帯やマンション所有者等からの依頼による請負での清掃作業であり、家事とは考えにくいので、新・大分類Kに移設することになった（新・小分類712ハウスクリーニング職）。ハウスクリーニングの就業者は約79,600人である（2007年、社団法人ハウスクリーニング協会調査）。

##### **(iv)新・中分類72 その他の労務作業**

旧・大分類Iの小分類728（包装作業）は、仕事内容が労務作業と考えられることから本大分類に移設された（新・小分類721包装作業）。



## (b)統計基準部会における検討

### (i)大分類の性格

新・大分類KとISCO大分類9（単純作業従事者）は以下の点において性格を異にしている。

第一に、ISCOでは農業や漁業の熟練作業（大分類6）と定型的作業（大分類9）をそれぞれ異なる大分類に分類しているが、この区分は途上国などで定型的作業者を分類する必要があることに対応したものである。我が国では、農林漁業の専門者と労務的作業者との区別が困難であることから、日本標準職業分類では労務的作業者も専門者の項目に位置づけている<sup>1</sup>。また、ISCO大分類9には露天販売などの対面販売の仕事も設定されているが、日本標準職業分類ではこれらの販売の仕事、この大分類ではなく大分類Dの販売従事者に位置づけている。

第二に、大分類Kは旧・大分類Iの亜大分類I-3に設定されている労務作業者を中心に、荷物の運搬、清掃、包装など定型的に行われる作業を位置づけるために設定されている。広く補助的な業務を分類するための項目ではなく、仕事範囲が限定された項目である。その特徴は以下の通りである。

1. 主に肉体を使って行う作業であること
2. 就業に際して学歴・資格・知識・技能・経験が問われることが少ないこと
3. キャリアパスの始点に位置づけられる仕事ではないこと
4. 多くの場合、長期間の就労は期待されていないこと
5. 仕事の形態など外形的な判断が比較的容易であること

### (ii)大分類の項目名

項目名は、「運搬・清掃・包装等従事者」に修正された。職業分類検討委員会では大分類KをISCO-08大分類9に相当する区分とすべく検討が行われ、改訂諮問案が作成されたが、以下の理由によりISCO大分類9に相当する区分として設定することは適当でないと判断された。そのため、項目を区分する基準にはスキルレベルではなく、仕事の内容が採用され、項目名はその仕事内容を的確に表すものに変更された。

1. ISCOは、学歴などで測定される個人のスキルレベルと職業とが対応していることを前提にしている。
2. 我が国では学歴と職業の対応が希薄であるため、個人が従事している仕事のスキルレベルを学歴によって測定することは困難である。
3. ISCOは熟練者と単純作業従事者を区別して設定しているが、我が国では上記2の理由により両者を区分することは困難である。

1 我が国の兼業農家の中には、収穫時期などに集中的に農業に従事して、その後は別の職業に従事する者が多くみられるが、このような定型的作業に従事するものをISCO大分類9と同じ扱いにすることは適当ではないと考えられている。

### (iii)大分類の職業定義

新・大分類Kの職業定義は、分類対象の仕事が定型的な作業であること、その定型的作業の範囲が限定的であることの2点を強調した以下の表現に修正された。

主に身体を使った定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装に従事するものをいう。

### (iv)身体的な動作による仕事と機械操作による仕事

大分類の職業定義に「身体を使った」という文言を入れることによって、定型的作業であっても機械運転の仕事は大分類Iに分類されることになる。船内・沿岸荷役作業、陸上荷役作業、運搬作業、倉庫作業などで作業用機械（クレーン、フォークリフトなど）の運転操作に従事するものは、大分類Kではなく、大分類Iに分類される。しかし、包装作業のうち包装機械の運転作業者は定置・建設機械運転作業者に該当しないため、新・小分類721（包装従事者）に分類される。

### (v)新・小分類712 ハウスクリーニング職

掃除の範囲を明確にするため、定義は以下の通り修正された。

他人の求めに応じて、住宅内の水回り設備・家庭用器具などの清掃の仕事に従事するものをいう。

### (vi)新・小分類714 一般廃棄物処理作業員

項目名から具体的な仕事内容を把握できるようにするため、項目名は主な仕事を表す表現（ごみ処理・し尿処理作業員）に修正された。

### (vii)新・小分類721 包装作業員

大分類Kに含まれる職業は「主に身体を使った定型的な作業」である。しかし、包装の仕事には、旧・大分類Iの小分類728（包装工）を移設した関係で、専ら包装機械の操作に従事するものも含まれる。手作業による包装作業だけではなく、包装機械の操作もこの項目に含まれることが分かるよう、例示職業に「包装機械操作員」が追加された。

## イ. 分類項目の増減

分類項目の改訂結果は図表7の通りである。大分類では旧・大分類HとIが廃止され、新・大分類H、I、J、Kの4項目が新たに設定された結果、全体としては2項目増加した。中分類を見ると、新・大分類DとEに合わせて3個の中分類（営業職業従事者、介護サービス職業従事者、保健医療サービス職業従事者）が新設されたが、旧・大分類HとIの中分類（合計35項目）は新・大分類H、I、J、Kの中分類（合計25項目）に再編され、10個減少した。この結果、全体として見ると中分類は7項目の減少になった。特に項目数が大幅に減った分野は、旧・大分類Iの亜大分類I-1である。旧・亜大分類I-1は新・大分類Hに再編される過程で、中分類の項目数が22から11に半減している。

図表7 分類項目数新旧対照表

大分類		中分類		小分類	
新（2009年改訂）	旧（1997年改訂）	新	旧	新	旧
A 管理的職業従事者	B 管理的職業従事者	4	4	10	10
B 専門的・技術的職業従事者	A 専門的・技術的職業従事者	20	20	91	75
C 事務従事者	C 事務従事者	7	7	26	21
D 販売従事者	D 販売従事者	3	2	19	13
E サービス職業従事者	E サービス職業従事者	8	6	32	27
F 保安職業従事者	F 保安職業従事者	3	3	11	11
G 農林漁業従事者	G 農林漁業作業者	3	3	12	14
H 生産工程従事者		11		69	
I 輸送・機械運転従事者		5		22	
J 建設・採掘従事者		5		22	
K 運搬・清掃・包装等従事者		4		14	
	H 運輸・通信従事者		5		21
	I 生産工程・労務作業者		30		171
(計) 11	9	73	80	328	363

小分類を見ると、新・大分類B、C、D、Eでそれぞれ項目数が増えている。このうち新・大分類C、D、Eにおける小分類の増加は、主に中分類の新設や新たな小分類の設定によるものである。他方、新・大分類Bにおける小分類の増加要因は主に次の3つである。

- ①旧・中分類03（機械・電気技術者）と04（鉱工業技術者）の統合に伴い、旧・小分類を2分割して、それぞれを新・中分類07（製造技術者（開発））と08（製造技術者（開発を除く））の小分類として設定したこと
- ②旧・中分類06（情報処理技術者）の小分類を全面的に見直して、項目を増やしたこと
- ③複数の職業名が並記された旧・小分類を分割して、個々の独立した小分類として設定したこと

### (3)分類体系全体に関する事項

#### ア.分類項目名の統一

##### (7)大・中・小分類項目の名称

改訂諮問案の大分類項目名には「従事者」と「作業者」が混在しているが<sup>1</sup>、名称を統一する観点から「従事者」とすることになった。ただし、「従事者」だけでは意味が通じにくい場合には「～職業従事者」としている。中分類及び小分類の項目名称についても基本的に「従事者」（又は「作業従事者」）とすることになったが、職業を表す呼称として一般的に広く使われている名称がある場合には、それを使用することとした。

##### (1)雑分類項目の名称

中分類の雑分類項目名は、大分類項目の名称に「その他の～」という文言を付けるのが原則である。この原則に沿って項目名が修正された。小分類の雑分類項目名は、中分類項目が

1 日本標準職業分類は1960年の設定以降、身体を使った作業に従事するものを分類する項目には「作業者」、それ以外のものを分類する項目には「従事者」の表現を用いている。

雑分類項目ではない場合、中分類項目の名称に「その他の～」という文言を付けるのが原則である。この原則に照らして、項目名が修正された。中分類項目が雑分類項目の場合は、中分類項目の名称に「他に分類されない～」という文言を付けるのが原則である。

#### (ウ)1中分類1小分類の場合の項目名称

ひとつの中分類のもとに小分類が1項目しか設定されていないときの小分類項目名は、中分類項目名と同じにするのが原則である。この原則は中分類項目が雑分類項目であっても適用される。この原則にしたがって項目名が修正された。

#### イ. 単純作業従事者の問題

職業分類検討委員会では、ISCOの大分類9（単純作業従事者）に相当する項目として大分類「単純作業従事者」を設定することについて検討が行われた。

1960年の日本標準職業分類には大分類J（単純労働者）が設けられ、その小分類には選別、包装、荷造、倉庫、仲仕、土工、道路工夫、配達人など11項目が設定されている。単純労働者のうち農林漁業、採鉱、採石の単純作業に従事するものは大分類Jではなく、それぞれの大分類に設定された本務者と同じ項目に分類することとしていた。大分類Jは1970年の第1回改訂で廃止されたが、1979年の第2回改訂では、荷役・運搬作業、倉庫作業、配達、荷造作業、清掃などの労務作業を分類するために中分類に労務作業者の項目が新設された。労務作業者の中分類はその後の改訂でも引き続き維持され、今回の改訂に至っている。

今回設定しようとしていた単純作業従事者とは、主に身体を使って行う単純かつ定型的・反復的な作業に従事するものを指している。その作業には次のような特徴がある。

- ①作業を遂行するために特別な資格・知識・技能・経験を必要としないこと
- ②就労当日のうちに当該作業を支障なく遂行することが可能であること
- ③通常、監督者の指示のもとに行う定型的な作業であって、判断を要する非定型的な事態への対処は行わないこと

単純作業従事者の範囲については、範囲を広くとらえる見方と、その逆に範囲を限定的にとらえる見方がある。前者は、初歩的で作業内容の平易な仕事をすべて単純作業と考える見方である。これには荷物の運搬、清掃・ごみ収集などの特別の判断を必要としない作業や指示を受けて行う補助的な作業が該当する。この考え方に立って職業を区分すれば、ISCOの大分類9（単純作業従事者）<sup>1</sup>との整合性を図ることができるという長所があるが、その一方、補助的な作業従事者の把握が困難、当該職業の固有の名称がない、外見では補助的な作業か否かの区別ができないなどの調査上の問題が生じる可能性が高いと考えられた。

他方、単純作業従事者の範囲を狭くとらえる見方では、荷物の運搬、清掃など判断を要しない単純かつ定型的な反復作業に従事するものに限定することになる。そのような作業は、

---

1 大分類9（単純作業従事者、elementary occupations）には、次の亜大分類項目が設定されている。清掃員・ヘルパー、農林漁業作業員、鉱業・建設・製造・運輸作業員、調理補助者、街頭における販売・サービス従事者、ごみ収集作業員・その他の単純作業従事者。

主に身体を使って行う作業であること、簡単な訓練を受けるだけですぐに従事できること、就業にあたって資格・知識・技能・経験が不問であることなどの特徴がある。これらの職業はISCO大分類9のうち補助的職業、対面接客を伴う職業（露店商）を除外したものに相当することから、この視点に立って職業を区分した場合、ISCOとの整合性を図ることは困難であるが、ある程度外形で判断することができるので、職業の把握が比較的容易であるという長所がある。

職業分類検討委員会では、単純作業従事者に関する上述の2つの考え方のうち、対象範囲を限定的にとらえる見方をとることとし、それに対応した項目が新・大分類Kであるとの解釈のもとに、新・大分類Kの検討が行われた。しかし、統計基準部会では、上述の通り、大分類KをISCO大分類9に相当する区分として設定することは適当でないと判断して検討が行われたため、両者の関係は項目の対応に止まることになった。

#### **(4)統計委員会の答申**

統計委員会は、2009年8月に、日本標準職業分類改訂諮問案の一般原則と分類項目に上述した種々の修正を加えたうえで、統計基準として設定することが適当である旨の答申を行っている。これを受けて総務省は、同年12月に日本標準職業分類を統計基準として設定し、公示した。